教育委員会定例会審議結果

１　担当部署名	守谷市教育委員会　学校教育課
２　件　　名	令和５年４月教育委員会定例会
３　概　　要	**１　開催日時** 令和５年４月２５日（火曜日）午後１時３０分～午後２時４９分 **２　開催場所** 守谷市役所議会棟２階　全員協議会室 **３　教育長及び各委員の出欠状況** ５名出席（町田香教育長、河原健委員，萩谷直美委員、 椎名和良委員、寺田弘委員） **４　説明のための職員出席者等（職員数６名）** 教育部長　小林　伸稔 教育部参事　古橋　雅文 教育部次長兼生涯学習課長　福島　晶子 学校教育課長　前川　優子 教育指導課長　直井　健治 給食センター長　鈴木　林 中央図書館長　平塚　恭子 事務局員（学校教育課）　１名 **５　傍聴人** なし **６　議題** **【議決事項】** （１）議案第２１号　守谷市長と守谷市教育委員会との地方自治法第１８０条の３の規定に基づく協議について（可決） （２）議案第２２号　守谷市教育委員会点検評価委員の委嘱について（可決） （３）議案第２３号　守谷市学校産業医の選任について（可決） （４）議案第２４号　通学区審議会委員の委嘱について（可決） （５）議案第２５号　議会の議決を経るべき議案についての意見の申し出について（守谷市特別職の職員の給与、報酬、議員報酬、旅費、及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例及び令和５年度守谷市一般会計補正予算（第１回）（教育委員会所管分））（可決） （６）議案第２６号　守谷市学校看護師配置要綱について（可決） （７）議案第２７号　守谷市立学校における医療的ケア実施要綱につ

	いて（可決） **【協議事項】** なし **【報告事項】** **（１）報告第３号　守谷市社会教育主事の任命について** **（２）報告第４号　守谷市地域クラブ活動ガイドライン及び守谷市部活動地域移行推進プランの制定について** **（３）報告第５号　令和５年度中学校修学旅行日程の変更について** なし
４　今後の状況	次回は，令和５年５月２５日（木曜日）午後１時３０分から開催予定

令和５年４月教育委員会定例会

会　議　資　料

日　時　令和５年４月２５日（火）

午後１時３０分から

場　所　守谷市役所議会棟２階　全員協議会室

令和５年４月教育委員会定例会
会　議　次　第

日　時　令和５年４月２５日（火）
午後１時３０分から
場　所　守谷市役所議会棟２階　全員協議会室

１　開　　会

２　会議録署名人指名

３　議決事項

議案第	21	号	守谷市長と守谷市教育委員会との地方自治法第１８０条の３の規定に基づく協議について
議案第	22	号	守谷市教育委員会点検評価委員の委嘱について
議案第	23	号	守谷市学校産業医の選任について
議案第	24	号	通学区域審議会委員の委嘱について
議案第	25	号	議会の議決を経るべき議案についての意見の申し出について（守谷市特別職の職員の給与、報酬、議員報酬、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例及び令和５年度守谷市一般会計補正予算（第１号）（教育委員会所管分））
議案第	26	号	守谷市学校看護師設置要綱について
議案第	27	号	守谷市立学校における医療的ケア実施要綱について

４　協議事項

なし

５　報告事項

報告第	3	号	守谷市社会教育主事の任命について
報告第	4	号	守谷市地域クラブ活動ガイドライン及び守谷市部活動地域移行推進プランの策定について
報告第	5	号	令和5年度中学校修学旅行日程の変更について

６　その他

議案第２１号

守谷市長と守谷市教育委員会との地方自治法第１８０条の３の規定に基づく協議について

令和５年４月25日　提　出
守谷市教育委員会
教育長　町田　香
令和５年４月　日原案　決

提案理由

市長と教育委員会との地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条の３の規定に基づく協議について、守谷市教育委員会事務委任規則（平成３年教育委員会規則第３号）第２条第１６号の規定により、別紙のとおり回答する議決を求めるものです。

議案	頁数
21号	1

守谷発第　３７　号
令和５年４月１日

守谷市教育委員会
　教育長　町田　香　様

守谷市長　松丸　修久

兼務に関する協議について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条の３の規定により、守谷市教育委員会職員を市長の補助機関である職員と兼務させたく協議いたします。

※対象職員は別紙のとおりです。

議案	頁数
21号	2

（別紙）

守谷市教育委員会

【教育委員会】（２名）

職員番号	氏　名	職　名
0432	小林　伸稔	教育部長
0928	古橋　雅文	参　事

【学校教育課】（１０名）

職員番号	氏　名	職　名
0555	前川　優子	課　長
0566	坂本　朋夫	課長補佐
0635	眞田　浩志	技　佐
0481	菊地　正恵	係　長
0567	高村　亜希子	係　長
0552	三浦　尚子	主　任
0730	中北　信光	主　任
0713	岡野　双葉	主　任
0584	丸山　智由	係　長
0664	石井　雄大	主　任

【生涯学習課】（１３名）

職員番号	氏　名	職　名
0454	福島　晶子	教育部次長兼課長
0612	岡本　修一	課長補佐兼スポーツ推進室長
0540	下村　弘恵	係　長
0890	石井　裕也	主　事
0921	谷合　俊亮	主　事
0516	沖田　恵子	係　長
0464	長岡　正訓	係　長
0666	豊岡　恵美子	主　任
0707	石塚　卓士	主　任
0831	後藤　勇太	主　事
0871	小野寺　晃佑	主　事
0798	宮澤　裕華	主　事
0598	戸崎　圭一	守谷市スポーツ協会派遣職員

議案	頁数
21号	3

【教育指導課】（４名）

職員番号	氏　名	職　名
0481	染野　薫	係　長
0739	尾形　優	主　任
0652	野島　朱華	主　任
0383	宇田野　信彦	主　任（再任用）

【学校給食センター】（４名）

職員番号	氏　名	職　名
0406	鈴木　林	所　長
0479	貝塚　正典	係　長
0785	影山　薫	主　任（栄養士）
0852	金子　光一	主　事

【中央図書館】（７名）

職員番号	氏　名	職　名
0501	平塚　恭子	館長
0457	柳葉　賢二	副館長
0507	柏木　順子	係　長（司書）
0510	山口　悦子	係　長（司書）
0544	伊藤　絵里子	係　長（司書）
0561	桐生　朗子	係　長（司書）
0865	星野　七海	主　事（司書）

議案 21号 | 頁数 4

守教委発第　　号
令和５年４月　日

守谷市長　松丸　修久　様

守谷市教育委員会
教育長　町田　香

兼務に関する協議について（回答）

令和５年４月１日付け守谷発第３７号で貴職から協議依頼のありました兼務に関する協議については、異論ありません。

なお、兼務の時期については、令和５年４月１日から適用することとします。

議案	頁数
21号	5

議案第２２号

守谷市教育委員会点検評価委員の委嘱について

守谷市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況に関する点検及び評価を行う点検評価委員について、令和５年３月３１日付けで杉本真氏が辞任されたため、新たに下記の者を委嘱する。

記

１　黒羽（くろは）　勉（つとむ）

※　委嘱期間　令和５年４月１日から令和７年３月３１日まで

令和５年４月25日　提　出
守谷市教育委員会
教育長　町田　香
令和５年４月　日原案　決

提案理由

本案は、守谷市教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価実施要綱第３条第１項の規定に基づき、学識経験を有する者として黒羽勉氏を委嘱するものです。

議案	頁数
22号	1

守谷市教育委員会点検評価委員

氏　名　黒羽（くろは）　勉（つとむ）　[redacted]

住　所　[redacted]

経　歴　[redacted]

現在に至る。

＊参考

守谷市教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価実施要綱抜粋
（点検評価委員）
第３条　学識経験を有する者の知見の活用を図るため、点検評価委員を教育委員会に置く。
２　点検評価委員は、教育委員会の求めに応じ、第２条に規定する点検及び評価の対象事務の進捗状況や課題、今後の方向性等について意見を述べるものとする。
３　点検評価委員の人数は、３人以内とし、教育に関し優れた知見を有する者のうちから教育委員会が委嘱する。
４　点検評価委員の任期は、３年とし、再任を妨げない。ただし、点検評価委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残留期間とする。
５　点検評価委員に対しては、予算の定めるところにより報償を支払うものとする。

議案	頁数
22号	2

議案第２３号

守谷市立学校産業医の選任について

守谷市立学校教職員労働安全衛生管理に関する規則（平成４年規則第２号）第１２条第１項及び第２項の規定により選任するものです。

氏　名	病院名	主勤務校
下村（しもむら）　滋（しげる）	下村医院	黒内小学校
永瀬（ながせ）　惟（ゆい）	永瀬内科	守谷小学校

任期　令和５年４月１日から令和６年３月３１日まで

令和５年４月２５日　提　出
守谷市教育委員会
教育長　町田　香
令和５年４月　　日原案　決

提案理由

本案は、市内小学校において労働安全衛生法（昭和４７年法律第５７号）第１３条第１項で規定による産業医を選任する必要が生じたため、守谷市立学校教職員労働安全衛生管理に関する規則第１２条第１項及び第２項の規定に基づき、選任するものです。

議案	頁数
23号	1

議案第２４号

守谷市通学区域審議会委員の委嘱について

次の者を守谷市通学区域審議会委員に委嘱したいので、守谷市教育委員会事務委任規則第２条第７号の規定により議決を求める。

番号	委嘱区分	所　　属	氏　名
1	小中学校長	校長会長（守谷中学校長）	越智（おち）　壽雄（としお）
2	小中学校長	校長会副会長（けやき台中学校長）	中野（なかの）　比呂志（ひろし）
3	小中学校長	守谷小学校長	荒井（あらい）　弘勝（ひろかつ）
4	小中学校長	黒内小学校長	奈幡（なばた）　正（ただし）
5	小中学校長	郷州小学校長	中原（なかはら）　卓治（たくじ）
6	小中学校長	松ケ丘小学校長	木下（きした）　悦郎（えつろう）
7	小中学校長	愛宕中学校長	片岡（かたおか）　正美（まさみ）
8	ＰＴＡ会長	黒内小学校ＰＴＡ会長	吉田（よしだ）　あゆみ
9	ＰＴＡ会長	松前台小学校ＰＴＡ会長	佐藤（さとう）　若菜（わかな）
１０	ＰＴＡ会長	守谷小学校ＰＴＡ会長	永井（ながい）　祐介（ゆうすけ）
１１	ＰＴＡ会長	松ケ丘小学校ＰＴＡ会長	山本（やまもと）　広行（ひろゆき）
１２	学識経験者	筑波大学人間学群教授	藤井（ふじい）　穂高（ほだか）
１３	その他教育委員会が必要と認める者	守谷Ｂ地区まちづくりふれあい会	古屋（ふるや）　正博（まさひろ）
１４	その他教育委員会が必要と認める者	守谷Ｃ地区まちづくり協議会	村山（むらやま）　守（まもる）
１５	その他教育委員会が必要と認める者	ひがし野まちづくりの会	星野（ほしの）　陽子（ようこ）

委嘱期間　　令和５年５月１日から審議終了まで

令和５年　４　月２５日　提　出
守　谷　市　教　育　委　員　会
教育長　町　田　　香
令和５年　４　月　　日　原案　決

提案理由

本案は、守谷市通学区域審議会条例第２条第２項に基づき、新たに委員を委嘱するものです。

議案	頁数
24号	1

議案第２５号

議会の議決を経るべき議案についての意見の申し出について
（守谷市特別職の職員の給与，報酬，議員報酬，旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例及び令和５年度守谷市一般会計補正予算（第１号）（教育委員会所管分）

議会の議決を経るべき次の議案について，市長から意見を求められたので，原案のとおり承認する。

１　守谷市特別職の職員の給与、報酬、議員報酬、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
２　令和５年度守谷市一般会計補正予算（第１号）教育委員会所管分
（１）歳出予算

令和５年４月２５日　提出
守谷市教育委員会
教育長　町田　香
令和５年４月　日　認

提案理由
地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律１６２号）第２９条の規定により，議会に議決を経るべき教育に関する事務の議案について市長から意見を求められたことに伴い，守谷市教育委員会事務委任規則（平成３年教育委員会規則第３号）第２条第１項第４号の規定により教育委員会の承認を得る必要があるので，この議案を提出するものです。

議案	頁数
25号	1

守谷市特別職の職員の給与，報酬，議員報酬，旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和５年　　月　　日

守谷市長

守谷市条例第２５号

守谷市特別職の職員の給与，報酬，議員報酬，旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

守谷市特別職の職員の給与，報酬，議員報酬，旅費及び費用弁償に関する条例（昭和５３年守谷町条例第６号）の一部を次のように改正する。

別表第３附属機関の部守谷市いじめ問題重大事態調査委員会の款委員長の項報酬の欄を次のように改める。

１１，９００ ただし、聴取りその他の調査活動又は報告書の作成等の事務に従事した場合は、５５，０００円を超えない範囲で市長が定める額

別表第３附属機関の部守谷市いじめ問題重大事態調査委員会の款委員の項報酬の欄を次のように改める。

１０，３００ ただし、聴取りその他の調査活動又は報告書の作成等の事務に従事した場合は、４４，０００円を超えない範囲で市長が定める額

別表第３附属機関の部守谷市いじめ問題重大事態再調査委員会の款委員長の項報酬の欄を次のように改める。

１１，９００ ただし、聴取りその他の調査活動又は報告書の作成等の事務に従事した場合は、５５，０００円を超えない範囲で市長が定める額

別表第３附属機関の部守谷市いじめ問題重大事態再調査委員会の款委員の項報酬の欄を次のように改める。

１０，３００ ただし、聴取りその他の調査活動又は報告書の作成等の事務に従事した場合は、４４，０００円を超えない範囲で市長が定める額

議案	頁数
25号	2

附　則

この条例は，公布の日から施行する。

議案	頁数
25号	3

守谷市特別職の職員の給与，報酬，議員報酬，旅費及び費用弁償に関する条例新旧対照表

改　　正	現　　行
別表第３（第９条，第１０条，第１４条関係） 【別記１　参照】	別表第３（第９条，第１０条，第１４条関係） 【別記２　参照】

議案	頁数
25号	4

【別記1】

改　　正

区分	職名		報酬区分	報酬	車賃（１キロメートルにつき）	宿泊料（１夜につき）		食卓料（１夜につき）
						甲地方	乙地方	
執行機関	（略）		（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
附属機関	（略）		（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
	守谷市いじめ問題重大事態調査委員会	委員長	日額	１１，９００ ただし，聴取りその他の調査活動又は報告書の作成等の事務に従事した場合は，５５，０００円を超えない範囲で市長が定める額	６０	１１，６００	１１，６００	２，４００
		委員	日額	１０，３００ ただし，聴取りその他の調査活動又は報告書の作成等の事務に従事した場合は，４４，０００円を超え	６０	１１，６００	１１，６００	２，４００

				ない範囲で市長が定める額				
	守谷市いじめ問題重大事態再調査委員会	委員長	日額	１１，９００ ただし，聴取りその他の調査活動又は報告書の作成等の事務に従事した場合は，５５，０００円を超えない範囲で市長が定める額	６０	１１，６００	１１，６００	２，４００
		委員	日額	１０，３００ ただし，聴取りその他の調査活動又は報告書の作成等の事務に従事した場合は，４４，０００円を超えない範囲で市長が定める額	６０	１１，６００	１１，６００	２，４００
	（略）		（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
補助機関	（略）		（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

議案	頁数
25号	7

【別記２】

現　　行

区分	職名		報酬区分	報酬	車賃（１キロメートルにつき）	宿泊料（１夜につき）		食卓料（１夜につき）
						甲地方	乙地方	
執行機関	（略）		（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
附属機関	（略）		（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
	守谷市いじめ問題重大事態調査委員会	委員長	日額	１１，９００	６０	１１，６００	１１，６００	２，４００
		委員	日額	１０，３００	６０	１１，６００	１１，６００	２，４００
	守谷市いじめ問題重大事態再調査委員会	委員長	日額	１１，９００	６０	１１，６００	１１，６００	２，４００
		委員	日額	１０，３００	６０	１１，６００	１１，６００	２，４００
	（略）		（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
補助機関	（略）		（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

令和５年４月１９日

守谷市長　松丸　修久　様

守谷市特別職報酬等審議会
会長　阿部　建夫

守谷市特別職の報酬等の額について（答申）

令和５年４月１９日付け守谷発第２３０号で諮問のあった件について、次のとおり答申する。

答申書

１　はじめに

本審議会は、令和５年４月１９日に守谷市特別職報酬等審議会条例第２条の規定に基づき、本市特別職の報酬等の額について、市長から諮問を受け、審議を行った結果、次のとおり答申する。

審議に当たっては、守谷市いじめ問題重大事態調査委員会委員及び守谷市いじめ問題重大事態再調査委員会委員の役割や、県内各市との均衡、本市の財政状況等を総合的かつ客観的に検討し、公平かつ妥当な結論を得るために慎重に審議を行った。

２　審議結果

（１）守谷市いじめ問題重大事態調査委員会委員及び守谷市いじめ問題重大事態再調査委員会委員の報酬額について

いじめ防止対策推進法に基づく、いじめ問題重大事態が発生した場合における、子供、保護者、教員など多くの関係者に対する事実関係の調査などの所掌事務を鑑みて、別紙の教育委員会提出資料３（２）の報酬額の案のとおり報酬を支給することは妥当である。

議案	頁数
25号	8

R5.4.19 守谷市特別職報酬等審議会資料

守谷市いじめ問題重大事態調査委員会委員への報酬額等の見直しについて

1　背景・経緯

令和４年度、市内小学校においていじめの重大事態案件が発生した。その問題解決のため、第三者委員会による調査活動を行っていくことが必要になり、教育委員会で専門委員を探している段階にある。しかし、重大事態発生時には、従来の業務に加え専門委員による調査活動や報告書作成等が必要になり、現行の委員報酬額の範囲ではその業務を執行していただくことは難しいことが判明し、報酬額の見直しが必要であると判断した。

2　いじめ問題重大事態調査委員会及び委員

（１）設置根拠　いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）第 28 条に規定する重大事態が発生した場合に調査等を行うための附属機関

（２）所掌事項　教育委員会の諮問に応じ，当該重大事態に係る事実関係の調査等を行う。

（３）組　　織　委員５人以内で組織。委員は次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱。
- 弁護士
- 精神医学を専門とする医師
- 心理学又は福祉学の専門家
- その他教育委員会が適当と認める者

（４）委員の身分　地方公務員法第３条第３項第３号に規定する特別職の職員

（５）委員報酬額　守谷市特別職の職員の給与，報酬，議員報酬，旅費及び費用弁償に関する条例（昭和 53 年３月 31 日条例第６号）第９条第１項

単位：円

附属機関名	職名	報酬区分	報酬額	車賃	宿泊料		食卓料
					甲地方	乙地方	
守谷市いじめ問題重大事態調査委員会	委員長	日額	11,900	60	11,600	11,600	2,400
	委　員	日額	10,300	60	11,600	11,600	2,400
守谷市いじめ問題重大事態再調査委員会	委員長	日額	11,900	60	11,600	11,600	2,400
	委　員	日額	10,300	60	11,600	11,600	2,400

（６）業務内容

業務区分	業務内容	成果物
定例会	・定例会への出席（年１回） （いじめ事案の状況報告会）	なし
事実発生時の臨時会	・事実関係の確認・審議 ※必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見もしくは説明を聴く	なし

（７）現在選任している委員（任期：令和３年１２月２４日～令和６年１２月２３日）

委員区分	氏　名	役　職
弁護士	市川　奨(※)	市川法律事務所、市顧問弁護士、市スクールロイヤー
精神医学を専門とする医師	広瀬　克紀	常総病院副院長
心理学又は福祉学の専門家	半田　一郎	学校心理士、臨床心理士（日本臨床心理士会）
	杉江　好子	臨床心理士（茨城県スクールカウンセラー）
学識経験者	慶野　好子	元公立学校長、教育相談員

※　既に市スクールロイヤーとして、当該案件の相談に関わっているため除斥とする。

議案	頁数
25号	9

3　業務内容及び報酬額案

（1）業務内容

業務区分	業務内容	成果物
定例会	・定例会への出席（年１回） （いじめ事案の状況報告会）	なし
事実発生時の臨時会	・事実関係の確認・審議	なし
【事案発生時の各調査活動】		
アンケート調査	・関係児童生徒等からのアンケート調査の実施等（アンケート項目検討及び作成）	○アンケート項目 ○調査内容をまとめた資料
聴取による調査（訪問等を含む）	・関係児童生徒、保護者、教職員等の聴取及び資料作成 ・児童生徒や保護者への調査進捗状況の報告等	○調査内容をまとめた資料
調査により収集した情報の検証	・アンケートや聴取により収集した情報の検証等 ・事務所等での業務（提供された資料の整理、確認） ・委員同士の打合せ等	○検証を行った内容をまとめた資料
報告書等の作成	・事務所等での業務等	○報告書等の資料
その他	・保護者への説明、マスコミ対応等	

（2）報酬額案　　※赤字＝追記事項

附属機関名	職名	報酬区分	報酬額
守谷市いじめ問題重大事態調査委員会	委員長	日額	11,900 円 ただし、聴取りその他の調査活動又は報告書の作成等の事務に従事した場合は、５５，０００円を超えない範囲で市長が定める額とする。
	委　員	日額	10,300 円 ただし、聴取りその他の調査活動又は報告書の作成等の事務に従事した場合は、４４，０００円を超えない範囲で市長が定める額とする。
守谷市いじめ問題重大事態再調査委員会	委員長	日額	11,900 円 ただし、聴取りその他の調査活動又は報告書の作成等の事務に従事した場合は、５５，０００円を超えない範囲で市長が定める額とする。
	委　員	日額	10,300 円 ただし、聴取りその他の調査活動又は報告書の作成等の事務に従事した場合は、４４，０００円を超えない範囲で市長が定める額とする。

（3）日額報酬に、ただし書きを追記する理由

重大事態発生時には、従来の業務に加え、専門委員による各調査活動や報告書作成等が必要になる。しかし、現在の委員報酬額の範囲ではその業務を執行していただくことは難しいため見直しが必要であると判断した。また、専門委員を推薦する弁護士会により調査活動に係る報酬額等が異なるため、上限額を定めその範囲内で支払うことが適当と判断し、ただし書きを追記した。

（4）ただし書きの報酬額の根拠等

近隣市町におけるいじめ調査委員会等の報酬額及び近隣都県の弁護士会における第三者委員会の報酬額等を参考

※第二東京都弁護士会が定める報酬額を参考に算出

・委員長　３０，０００円（２時間）＋調査２０，０００円（２時間）＝５５，０００円（税込み）

・委　員　２０，０００円（２時間）＋調査２０，０００円（２時間）＝４４，０００円（税込み）

※調査＝アンケート項目の検討・作成、関係者ヒアリング作業、報告書作成、マスコミ対応

議案	頁数
25号	10

議案	25号
頁	1
数	1

近隣市町におけるいじめ調査委員会等の報酬額等について（令和5年4月7日現在）　参考資料

市名	附属機関名	報酬区分	報酬額	活動内容	委嘱の有無 ※R5年4月1日時点	人数	委員の職業	重大事態調査委員会（令和4年度）				他開催状況（令和4年度）			
								有無	調査期間	回数	1回あたりの会議時間	有無	内容	回数	1回あたりの会議時間
守谷市	いじめ問題重大事態調査委員会	日額	委員長:11,900 委　員:10,300	・会議（定例会等） ・重大事態発生時の臨時会 （事実関係の確認・審議等）	有	5人以内	弁護士、精神科医、臨床心理士、スクールソーシャルワーカー 等	無				無			
	いじめ問題重大事態再調査委員会	日額	委員長:11,900 委　員:10,300		無			無				無			
つくばみらい市	いじめ調査委員会	日額	委員長:30,000 委　員:25,000	・概要説明、報告等の会議 ・聴取による調査、情報の検証 ・調査報告書作成、検討	有	4人	弁護士、臨床心理士、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー	有	R3.3月～ R4.3月	9回	2H程度	無			
	いじめ再調査委員会	日額	6,000		無	－		無				無			
取手市	いじめ問題専門委員会	日額	委員長:17,000 委　員:15,000	・定例会等の会議 ・いじめ防止等に関する調査 ・再発防止に資する対応策の検討及び提言 ・調査報告書の作成	有	6人以内	弁護士、大学教授、臨床心理士 等	無				有	定例会	3回	1.5H～3H
	いじめ問題再調査委員会	日額	委員長:17,000 委　員:15,000		無			無				無		－	
つくば市	いじめ調査委員会（会議）	日額	委員長:9,200 委　員:8,000	・概要説明、報告等の会議	有	10人	弁護士、大学教授、臨床心理士 等 ※3件対応中（①4人、②3人、③3人）	有	①R4.11月～ ②R4.12月～ ③R5.2月～	継続	案件次第	無			
	いじめ調査委員会（調査活動） ※各調査活動実施時	日額	24,000	・聴取による調査、情報の検証 ・調査報告書作成、内容の検討 ・保護者への説明 ・報道記者対応等	有	10人		有				無			
	いじめ再調査委員会	該当なし	※条例の記載なし	※条例の記載なし	無	＊案件次第		無				無			
常総市	いじめ防止対策委員会	日額	10,000 ※2H未満は1/2	・会議、協議 等 ・調査資料等の検討	無	5人以内	弁護士、大学教授、臨床心理士、社会福祉士（※スクールカウンセラー経験者）	有	R3～R4 ※R4のみ	25回 ※7	1～3H	無			
	いじめ再調査委員会	該当なし			無			無				無			
龍ケ崎市	重大事態調査委員会	日額	22,000	・定例会等の会議 ・聴取による調査、情報の検証 ・調査報告書作成 等	有	8人	弁護士、大学教授、精神科医、臨床心理士、社会福祉協議会職員、社会福祉施設運営者	無				有	定例会	1回	1.5H程度
	重大事態再調査委員会	日額	22,000	・再調査活動	無	5人	弁護士、大学教授、医師、臨床心理士、社会福祉士	無				無			
	重大事態報告会	日額	6,800	・結果等の報告のみ	無	－		無				無			
牛久市	いじめ調査委員会	日額	24,000	・会議、協議 ・徴収等による調査活動 ・調査報告書作成、内容協議 ・公表、保護者への説明等	有	3人	弁護士、臨床心理士、医師 等 ※案件に応じてその都度選出	有	R3.3月～継続中	月2回程度	案件次第	無			
	いじめ再調査委員会	日額	24,000		無	－		無				無			
利根町	いじめ問題調査委員会	日額	委員長:30,000 委　員:25,000 ※旅費等含む	・定例会等の会議 ・いじめ問題調査、協議 ・調査報告書作成、協議	有	4人	弁護士、臨床心理士、社会福祉士	無				有	定例会	2回	2H～2.5H
	いじめ問題検証委員会	日額	委員長:30,000 委　員:25,000 ※旅費等含む		無	－		無				無			

近隣都県におけるいじめ調査委員会等の報酬額等について

近隣都県	附属機関名	報酬区分	報酬額	活動内容
茨城県	いじめ重大事態調査等に係る第三者委員会		内容に応じて決定 ※情報公開なし	
東京都	いじめ重大事態調査等に係る第三者委員会	時間制	委員長:30,000 委　員:25,000 （1回2時間まで）	①会議参加
			①+1万（1時間）	②調査活動（聴取、報告書作成、保護者・マスコミ対応等）
埼玉県	いじめ重大事態調査等に係る第三者委員会	タイムチャージ性	①1時間2万円 （タイムチャージ制） ②1頁につき1万円	①審議会参加、調査活動等 ②調査報告書起案（1頁につき）
千葉県	いじめ重大事態調査等に係る第三者委員会		内容に応じて決定 ※情報公開なし	

令和5年度5月補正　歳出科目予算額一覧
歳出／一般会計

〔教育指導課〕

（単位：千円）

	款項目節摘要	補正前	今回補正	補正後	要求内容	財源内訳
款	教育費	54	5,115	5,169	令和4年度、市内小学校において発生したいじめが重大事態案件となり、第三者委員会を立ち上げ、調査を依頼するにあたり委員への報酬が必要なため。	一般財源　5,169
項	教育総務費					
目	教育研究指導費					
事業	いじめ問題調査事業					
節	報酬					
細節	非常勤職員報酬					
摘要	いじめ問題重大事態調査委員会委員					
款	教育費	2	102	104	令和4年度、市内小学校において発生したいじめが重大事態案件となり、第三者委員会を立ち上げ、調査を依頼するにあたり委員への費用弁償が必要なため。	一般財源　104
項	教育総務費					
目	教育研究指導費					
事業	いじめ問題調査事業					
節	旅費					
細節	費用弁償					
摘要	いじめ問題重大事態調査委員会委員					

議案25号　頁数12

議案第２６号

守谷市学校看護師配置要綱の制定について

守谷市学校看護師配置要綱を別紙のとおり制定する。

令和 ５ 年 ４ 月２５日　提　出
守谷市教育委員会
教育長　町田　香
令和 ５ 年 ４ 月　　日原案　決

提案理由

本案は、守谷市立小中学校に在籍する恒常的に医療的ケアが不可欠な児童又は生徒の看護をする、学校看護師を配置する為の必要な事項を定める要綱を制定するものです。

議案	頁数
26号	1

守谷市教育委員会告示第　　号

守谷市学校看護師配置要綱を次のように定める。

令和５年４月　日

守谷市教育委員会教育長　　町　田　　香

守谷市学校看護師配置要綱

（趣旨）

第１条　この告示は、守谷市立の小学校及び中学校（以下これらを「学校」という。）に在籍する日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケア（喀痰（かくたん）吸引、経管栄養その他の医療行為をいう。以下同じ。）を受けることが不可欠である児童又は生徒（以下これらを「医療的ケア児」という。）の安全な学習環境を整備するため、医療的ケア児を看護するもの（以下「学校看護師」という。）を学校に置くことについて、必要な事項を定めるものとする。

（学校看護師の配置）

第２条　学校長は、医療的ケア児の保護者が当該医療的ケア児の就学を希望したときは、守谷市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に対し、当該医療的ケア児が在籍する予定の学級に学校看護師の配置を要望するものとする。

２　教育長は、前項の要望を受けたときは、その内容を調査し、適当と認めたときは、当該学級に学校看護師を配置するものとする。

（任用）

第３条　学校看護師は、看護師又は准看護師の資格を有する者のうちから教育委員会が任用する。

２　任用の期間は、１会計年度を超えない範囲内で、教育委員会が定める期間とし、再任用は妨げない。

（身分）

第４条　学校看護師の身分は、地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第２２条の２第１項第１号に規定する会計年度任用職員とする。

（職務）

第５条　学校看護師は、配置される学校の学校長の指示に従い、次に掲げる職務に従事する。

（１）主治医の指示書に基づいた医療的ケアに関すること

（２）医療的ケア児の食事及び排泄等の身辺処理の介助に関すること

議案	頁数
26号	2

（３）医療的ケア児の校内における移動の介助に関すること
（４）医療的ケア児の危険な行動の防止等の安全面に配慮すること
（５）その他学校運営に関し、配置される学校の校長が必要と認めること

（報酬等）

第６条　学校看護師の報酬及び費用弁償については、守谷市会計年度の任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例（令和元年守谷市条例第２０号）に定めるところによる。

（補足）

第７条　この告示に定めるもののほか、学校看護師の配置に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附　則

この告示は，公示の日から施行し、令和５年４月１日から適用する。

議案	頁数
26号	3

議案第２７号

守谷市立学校における医療的ケア実施要綱の制定について

守谷市立学校における医療的ケア実施要綱を別紙のとおり制定する。

令和 ５ 年 ４ 月２５日　提　出
守谷市教育委員会
教育長　町田　香
令和 ５ 年 ４ 月　　日原案　決

提案理由

本案は、守谷市立小中学校において医療的ケアを必要とする児童又は生徒に対しての、医療的ケアに関し必要な事項を定める要綱を制定するものです。

議案	頁数
27号	1

守谷市教育委員会告示第　　号

守谷市立学校における医療的ケア実施要綱を次のように定める。

令和５年４月　日

守谷市教育委員会教育長　　町　田　　香

守谷市立学校における医療的ケア実施要綱

（目的）

第１条　この告示は、守谷市立の小学校及び中学校（以下「学校」という。）において、医療的ケアを必要とする児童又は生徒（以下「児童等」という。）に対し、看護師又は准看護師（以下「看護師等」という。）による医療的ケアを行うことにより、児童等の自立の促進、健康維持増進及び安全な学習環境の整備を図ることを目的とする。

（定義）

第２条　この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）医療的ケア　喀痰吸引、経管栄養、導尿その他主治医の指示で認められている範囲内の行為で、守谷市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が実施を認めた医療行為をいう。

（２）主治医　児童等のかかりつけ医師のうち、医療的ケアについての医学知識及び技能を有する者であって、緊急時の対応について指示を行う医師をいう。

（医療的ケアの対象者）

第３条　医療的ケアの実施対象者は、学校に通学又は通学を予定している児童等とする。

（医療的ケアの申請及び決定）

第４条　医療的ケアの実施を希望する児童等の保護者（以下「申請者」という。）は、学校における医療的ケア実施申請書（様式第１号）及び学校における医療的ケアに関する主治医意見書（様式第２号）を、児童等が通学又は通学を予定している学校の学校長を通じて教育長に提出しなければならない。

２　教育長は、前項の書類が提出されたときは、守谷市教育支援委員会条例（昭和５１年守谷町条例第６号）第１条に規定する守谷市教育支援委員会に諮問しなければならない。

３　教育長は、前項の規定による諮問に対する答申を受けたときは、その答申を踏まえた上で医療的ケアの実施の可否を決定し、学校における医療的ケア

議案	頁数
27号	2

支援事業実施決定通知書（様式第３号）により、第１項の規定により経由された学校の学校長を通じて申請者に通知するものとする。

４　前項の規定により医療的ケアの実施の決定を受けた児童等が通学又は通学しようとする学校の学校長（以下「実施学校長」という。）は、当該決定を受けた申請者と、医療的ケアの内容及び取組体制等を十分に協議し、同意書（様式第４号）により当該申請者から同意を得るものとする。

５　申請者は、第１項の申請を行った後、医療的ケア実施の内容に変更が生じた場合には、学校における医療的ケア実施変更申請書（様式第５号）にて速やかに学校の学校長を通じて教育長に提出しなければならない。

（看護師等の派遣）

第５条　教育長は、前条第３項の規定により医療的ケアの実施を決定したときは、看護師等を当該学校に配置しなければならない。

２　教育長は、前項の規定により看護師等を配置したときは、学校における医療的ケア看護師等派遣決定通知書（様式第６号）により、実施学校長に通知するものとする。

（医療的ケア安全委員会）

第６条　実施学校長は、医療的ケアを実施しようとするときは、医療的ケア安全委員会（以下「安全委員会」という。）を置くものとする。

２　安全委員会の委員は、次に掲げる者をもって構成する。

（１）校長

（２）副校長又は教頭

（３）看護教諭又は看護助教諭

（４）教務主任

（５）保健主事

（５）医療的ケアを必要とする児童等の担任

３　安全委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長に校長、副委員長に副校長又は教頭をもって充てる

４　委員長は、安全委員会の会議を招集及び主宰し、会務を総理する。

５　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときはその職務を代理する。

６　安全委員会は、次に掲げる事項を行う。

（１）医療的ケア実施担当者及び実施計画の決定

（２）医療的ケア実施経過の確認

（３）ヒヤリ・ハット事例の蓄積及び分析

（４）医療的ケアに係る備品及び衛生管理

７　安全委員会は、医療的ケアの実施に当たり、学校での対応が困難であるとき又は緊急性が高いと認められるときは、教育長へ報告及び相談し、助言を得るものとする。

（連絡体制）
第７条　実施学校長は、医療的ケアの実施に関し、保護者、主治医、指導医その他関係者と連絡及び調整を行うものとする。
２　前項の連絡および調整は、文書又は電子メールで行うものとする。
（医療的ケア実施に向けた準備）
第８条　実施学校長は、学校における医療的ケアの実施に関する内容について、主治医に対し主治医指示書（様式第７号）の作成を依頼するものとする。
２　実施学校長は、主治医から提出された前項の指示書の内容について、学校医に意見を求めるものとする。
３　前項の意見照会は、医療的ケア実施に関する意見書（様式第８号）により行うものとする。
（研修）
第９条　教育委員会は、児童等が健康で安心して学習できる環境を整えるために、医療的ケアに関する研修を計画し、実施するものとする。
（個別マニュアル）
第１０条　実施学校長は、医療的ケアの実施に当たり、主治医及び看護師等と調整のもと、当該児童等に関する個別マニュアルを作成し、教育委員会に提出しなければならない。
２　前項の個別マニュアルは、医療的ケア実施に関する個別マニュアル（様式第９号）により作成するものとする。
（実施計画書）
第１１条　実施学校長は、第８条第１項に規定する主治医指示書及び前条第１項の規定による個別マニュアルに基づき、学校における医療的ケア実施計画書（様式第１０号）を作成し、安全委員会による決定を受けなければならない。
２　実施学校長は、前項の規定により実施計画書の決定を受けたときは、当該実施計画書を教育長に送付するものとともに、学校における医療的ケア実施通知書（様式第１１号）により、保護者に通知するものとする。
（医療的ケアの実施）
第１２条　看護師等は、第８条第１項に規定する主治医指示書、第１０条第１項の規定による個別マニュアル及び前条の規定による実施計画書に基づき、医療的ケアを実施するものとする。
２　看護師等が、実施決定を受けた児童等に対し始めて医療的ケアを行うときは、当該児童等の保護者が立ち会うものとする。
３　医療的ケアは、原則として教育委員会が配置する看護師等が実施するものとする。ただし、必要に応じて認定特定行為業務従事者認定の交付を受けた教職員又は保護者に協力を依頼することができる。
４　看護師等は、児童等の健康状態を常に確認し、異常があると認められると

き又は実施に支障があると認められるときは、主治医の指示に従わなければならない。

（緊急体制）

第１３条　実施学校長は、緊急時に対応するため、医療的ケア緊急時マニュアルを作成し、主治医及び保護者との連絡を円滑に行うことができる緊急体制を整備し、その周知徹底を図るものとする。

２　看護師等は、医療的ケアの実施中に、万一異常な事態が発生した場合には、医療的ケアを直ちに中止し、実施学校長の指示の下に、必要な連絡を行うとともに、応急処置をとらなければならない。

（報告）

第１４条　実施学校長は、各学期終了後、当該学期の医療的ケアの実施状況について、学校における医療的ケア実施報告書（様式第１２号）により、速やかに教育長及び主治医へ報告するものとする。

（費用負担）

第１５条　教育長は、児童等の保護者に対して医療機関に対する診療費、診療情報提供書等の文書作成費用の診療報酬及び医療的ケアの実施に必要な器具並びに消耗品に係る費用を負担させるものとする。

（その他）

第１６条　この告示に定めるもののほか、この告示の施行に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附　則

この告示は，令和５年４月　　日から施行する。

議案	頁数
27号	5

様式第１号（第４条関係）

年　　月　　日

守谷市教育委員会教育長　宛て

児 童 等 氏 名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（生年月日：　　年　　月　　日）

保 護 者 氏 名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

学校における医療的ケア実施申請書

上記児童等について、守谷市立学校における医療的ケア事業実施要綱の規定により学校における下記の医療的ケアの実施について、学校における医療的ケアに関する主治医意見書を添えて申請します。

また、学校における医療的ケアに関する内容について、必要に応じて学校が主治医と連絡を取ることについて同意します。

記

医療的ケアの種類 ※□にチェックしてください。	□痰の吸引（□口腔内　□鼻腔内　□気管切開部） □経管栄養（□鼻腔　□胃ろう　□腸ろう） □導尿 □その他（　　）
実施内容・手順 ※どういう場合にどのように行うかについて、主治医と相談の上、記入してください。	
予想される緊急時の対応	
緊急連絡先	①氏名　（続柄：　）電話番号 ②氏名　（続柄：　）電話番号
主治医の情報	氏　　名： 医療機関名： 所 在 地： 電話番号　：

※裏面の「学校における医療的ケア実施に関する重要事項確認票」の確認の上、署名をしてください。

議案	頁数
27号	6

学校における医療的ケア実施に関する重要事項確認票

医療的ケアの実施に関する重要な事項を記載していますので、１項目ずつ確認の上、確認済にチェックをし、最後に署名をしてください。

No.	項　目	重要事項	確認済
1	医師の意見	主治医が学校生活において医療的ケアが必要であると認めていること。	□
2	医療的ケアについて	あらかじめ主治医を受診し、学校生活において必要な医療的ケアの内容等を記載した意見書（様式第２号）を提出する必要があること。その際の費用は保護者の負担となること。	□
3		教育活動中に生命に危険が及ぶ急変が起こる可能性が限りなく低く、医療器具の破損、故障や身体からの離脱等の事故が起こっても生命の危険がない旨を主治医に確認していること。	□
4	情報共有	安全な教育活動を行うため、主治医や医療関係機関と情報共有する場合があること。	□
5	必要な備品	教育活動中の移動や座位保持に必要な器具を用意できること。	□
6		医療的ケアに必要な医療器具や医薬品、消耗品（予備を含む）について、御家庭で用意していただく場合があること。	□
7	実施開始日	安全な教育活動を行うために、十分な準備が必要となることから、希望する日に実施を開始することができないことがあること。	□
8		医療的ケアを安全に実施するために、一定の期間、保護者の付き添いのもと登校し、見守り等をお願いする場合があること。	□
9		見守り等をお願いする期間については、学校と相談の上、決定し、お子さんの様子や状態によっては、この間の学校生活時間が短縮される場合があること。	□
10	医療的ケアの中止等	やむを得ない事情により、医療的ケアを行う学校看護師が勤務できない等、学校がお子さんに対して安全な教育活動を提供することができないと判断した場合は、学校生活時間を短縮する等の対応をとる場合があること。	□
11		お子さんの状況によっては、校外学習等の学校行事に参加できない場合があること。また、校外学習等の学校行事に参加するため、御家庭の協力をお願いする場合があること。	□

【重要事項確認票についての署名欄】

重要事項確認票の全ての事項を確認し、了承します。

年　　月　　日　保護者氏名（自署）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

保護者氏名（自署）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

議案 27号　頁数 7

様式第２号（第４条関係）

学校における医療的ケアに関する主治医意見書

児童等氏名		生年月日		性別	
診　断　名					
医療的ケアの種類 ※□にチェックしてください。	□痰の吸引（　□口腔内　□鼻腔内　□気管切開部　） □経管栄養（　□鼻腔　□胃ろう　□腸ろう　） □導尿 □その他　（　）				
学校での生活上の注意事項及び指示事項					

上記のとおり相違ありません。

年　　月　　日

医療機関＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

医師氏名（自署）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

議案	頁数
27号	8

様式第３号（第４条関係）

第　　号
年　　月　　日

様

守谷市教育委員会教育長

学校における医療的ケア支援事業実施決定通知書

年　　月　　日付けで申請がありました、学校における医療的ケアの実施について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

児童等氏名	
実施の可否	可　・　否
※「否」の場合のみ実施が不適当な理由	
医療的ケアの内容及び範囲	

なお、本通知において実施決定となりました医療的ケアの開始時期については、主治医指示書の作成、学校看護師による個別研修の実施、個別マニュアルの作成等を経て、決定することとします。

議案	頁数
27号	9

様式第４号（第４条関係）

年　　月　　日

守谷市立　　学校長　宛て

児童等氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

保護者氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

同　意　書

年　　月　　日に通知のありました、学校における医療的ケア支援事業実施決定通知書にしたがって、下記の事項を承諾の上、医療的ケアを実施することに同意します。

記

1　医療機関に対する診療報酬（主治医指示書、学校看護師等に対する主治医の指導に係る費用及び文書）及び医療的ケア実施に必要な器具、消耗品に係る費用を負担します。
2　医療的ケア実施に必要な医療器具を清潔な状態に保ち、実施当日に学校へ持参します。
3　毎登校時に、児童等の健康状態を連絡票等で学校等に知らせます。
4　児童等の状態により、医療的ケアの内容に変更がある時は、連絡票に記入し、学校及び学校看護師等に知らせます。
5　医療的ケアに係る必要書類の提出及び主治医による学校における医療的ケア実施に関する個別研修への立会い及び学校看護師等が実施する医療的ケアへの一定期間の立会いに協力します。
6　やむを得ない事情により学校看護師等が不在となる場合には、学校の求めに応じて必要な協力をします。
7　医療的ケア実施当日の緊急連絡先を学校に知らせます。
8　学校で学校看護師等による医療的ケアを受けた後、次の医療的ケア実施までに児童等に異常を認めた場合には、速やかに主治医の診察を受けるとともに、学校へ状況について知らせます。
9　その他〔　　〕

議案 27号 頁数 10

様式第５号（第４条関係）

年　　月　　日

守谷市教育委員会教育長　宛て

児 童 等 氏 名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（生年月日：　　年　　月　　日）

保 護 者 氏 名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

学校における医療的ケア実施変更申請書

上記児童等について、守谷市立学校における医療的ケア事業実施要綱の規定により学校における下記の医療的ケアの実施内容の変更について、学校における医療的ケアに関する主治医意見書を添えて申請します。

また、学校における医療的ケアに関する内容について、必要に応じて学校が主治医と連絡を取ることについて同意します。

記

医療的ケアの種類 ※□にチェックしてください。	□痰の吸引（□口腔内　□鼻腔内　□気管切開部） □経管栄養（□鼻腔　□胃ろう　□腸ろう） □導尿 □その他（　　）
実施内容・手順 ※どういう場合にどのように行うかについて、主治医と相談の上、記入してください。	
予想される緊急時の対応	
緊急連絡先	①氏名　（続柄：　）電話番号 ②氏名　（続柄：　）電話番号
主治医の情報	氏　　名： 医療機関名： 所 在 地： 電話番号　：

※以前提出した、学校における医療的ケア実施申請書において、内容に変更が生じた箇所について記載をしてください。

議案	頁数
27号	11

様式第６号（第５条関係）

第　　号
年　　月　　日

守谷市立　　学校長　様

守谷市教育委員会教育長

学校における医療的ケア看護師等派遣決定通知書

下記のとおり、看護師等の派遣を決定しましたので通知します。

記

所属・看護師等氏名	
派　遣　期　間	年　　月　　日　から　　年　　月　　日まで
該当児童等氏名	
医療的ケアの 内容及び範囲	

議案 27号　頁数 12

様式第７号（第８条関係）

主治医指示書

学校における医療的ケアを要する児童等について、下記のとおり指示します。

児童等氏名		生年月日		性別	
診　断　名					
投薬中の薬剤の用法及び用量					
医療的ケアに係る指示					
緊急時の対応					
学校での生活上の注意事項					

年　　月　　日

医療機関＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

医師氏名（自署）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

議案	頁数
27号	13

様式第８号（第８条関係）

医療的ケア実施に関する意見書

児童等氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

上記児童等の学校内における医療的ケア実施について、私の意見は以下のとおりです。

１　実施する医療的ケアの内容

２　医療的ケアを実施するに当たっての留意事項について

３　その他

年　　月　　日

守谷市立〇〇小・中学校　殿

学校医氏名（自署）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

議案	頁数
27号	14

様式第９号（第１０条関係）

医療的ケア実施に関する個別マニュアル（児童等氏名：　　）

作成日　　年　　月　　日
作成者氏名
確認者氏名

児童等氏名		生年月日		性別	
実施期間					
実施条件					
必要物品					
項目	実施の手順	留意事項			
1　準備物のセッティング					
2					
3					
後片付け					

緊急時の対応	1
	2
	3
	4

なお、緊急時の対応に関する詳細については、別に定めるものとする。

議案 27号　頁数 15

様式第１０号（第１１条関係）

第　　号
年　　月　　日

守谷市教育委員会教育長　様

守谷市立　　学校長

学校における医療的ケア実施計画書

下記のとおり、学校における医療的ケアを実施することにしましたので報告いたします。

記

対象児童等氏名			
児童生徒等 保護者氏名			
当該医療的ケア名			
実施期間及び時間			
実施者	看護師等氏名		
個別研修実施期日等	【実施年月日】 年　　月　　日（　　） 【研修の内容】	【医療的ケアの実施を承認した者】 □主治医（　　） □学校医、巡回指導医 （　　）	

議案	頁数
27号	16

様式第１１号（第１１条関係）

第　　号
年　　月　　日

様

守谷市立　　学校長

学校における医療的ケア実施通知書

年　　月　　日付け第○号で決定した医療的ケアの実施については、下記のとおり実施することになりましたので通知します。

記

児童等氏名		
実施期間		令和　年　月　日から　令和　年　月　日まで
実施する医療的ケアの内容と範囲		
実施者	看護師等氏名	

保護者の留意事項

○当日の健康状態について、連絡帳等で具体的に知らせてください。

○緊急の場合に、連絡がとれるようにお願いします。

議案	頁数
27号	17

様式第１２号（第１４条関係）

第　　号
年　　月　　日

様

守谷市立　　学校長

学校における医療的ケア実施報告書

このことについて、学校における医療的ケアの実施状況を下記のとおり報告します。

記

児童等氏名		
実施者	看護師等氏名	
実施した医療的ケアの内容と範囲		（いつ、どのような医療的ケアを行ったかを明記する）
保護者の協力事項		
主治医から指示・指導を受けた事例		

議案	頁数
27号	18

報告第３号

守谷市社会教育主事の任命について

守谷市社会教育主事について，次の者を任命したので報告します。

所属・職氏名　生涯学習課　主事　宮 澤　　裕 華

任命年月日　　令和５年４月１日

令和 ５ 年 ４ 月２５日　報告
守谷市教育委員会
教育長　町田　香

報告	頁数
3号	1

報告第４号

守谷市地域クラブ活動ガイドライン及び守谷市部活動地域移行推進プランの策定について

このことについて、別紙資料に基づき報告します。

令和 ５ 年 ４ 月２５日　報告
守谷市教育委員会
教育長　町田　香

報　告	頁　数
4号	1

守谷市部活動地域移行推進プラン

1　基本的な考え方

守谷市は、学校を含めた地域の中で、生徒のスポーツ・芸術文化活動を進化させる。まずは、学校と地域とが連携・融合し、休日の部活動を学校から地域へ移行する。新たな地域クラブ活動は、生徒の豊かなスポーツ・芸術文化活動を実現し、大会等に参加することのみに重点を置くことなく、生涯にわたってスポーツ・芸術文化に親しむ環境づくりを目指す。

令和５年度から令和７年度までを改革推進期間とするが、「一斉に」地域移行しなければならないものではなく、実情に応じ、多くの課題を着実に解決しながら進めるとともに、この３年間において、守谷市における『総合型地域スポーツクラブ』の充実を図る。将来的には、中学生世代にとらわれない持続可能な地域のスポーツクラブ活動が実施できる環境づくりを目指す。

2　国の動向

・　平成２９年以降、学校における部活動の厳しい現状を踏まえ、部活動の適正化、地域との連携・協働、地域移行の方向性が示された。
・　市立中学校等を対象として、まずは休日の部活動から段階的に地域移行を進めること、地域移行を概ね達成する目標時期については、令和５年度の移行開始から３年後の令和７年度末を目途とすることが示された。（令和４年１２月「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関するガイドライン」）

3　県における方向性

・　多様化する生徒の活動ニーズに応えるため、活動日を減じるなどして、部活動以外の様々な活動にも参加できるよう対策を講じることが示された。
・　令和５年度から７年度までを地域移行の改革推進期間とする国の提言を踏まえ、市立中学校においては令和７年度末を目途に、休日に部活動指導を行う教員がゼロとなることを目指すことが示された。（令和４年１２月茨城県部活動の運営方針（改訂版））

4　市における新たな地域クラブ活動への移行に向けた方向性

市は、令和４年度当初から、学校長との協議、協議会（『守谷市地域クラブ活動ガイドライン』（以下、「市ガイドライン」という。）Ｉ２（１））での意見聴取、生徒・保護者・教職員へのアンケート調査等を進めるとともに、地域クラブ活動の運営を、文化も含めて一体的に「一般社団法人守谷市スポーツ協会」に委ねることとし、全面的な運営支援を行いながら、令和５年１月から休日部活動の段階的な地域移行にかかるモデル事業（実証実験）を進めている。

それらを踏まえて、生徒がスポーツや文化芸術活動に親しむことができるよう、令和５年度から、段階的に新たな地域クラブ活動への移行を推進する。

報告 4号　頁数 2

（１）段階的な地域移行

ア　まずは、休日の部活動から、地域クラブ活動への移行を推進する。

イ　平日の部活動についても、国の動きに併せつつ、準備が整った競技・種目から移行する。

ウ　チーム編成が困難になりつつある団体競技から先行的に移行する。

エ　地域クラブ活動は、県及び市部活動運営方針に示す「適切な休養日等の設定」に準じて活動する。

オ　地域クラブ活動に必要な指導者の確保や資格取得支援などを行う。

カ　指導等にかかる資格の取得にかかる経費の補助などを行い、指導者の質の向上を図る。

《参考１》地域移行後の活動機会

休日に学校部活動が行われなくなった場合に想定される、地域における中学生のスポーツ・芸術文化活動の機会は次のとおりである。

民間のクラブチーム	シニア野球、サッカークラブ、スイミングクラブ、ダンス教室　等
地域のクラブチーム	スポーツ少年団、道場、市スポーツ協会、市文化協会　等
競技団体主催の活動	選抜チーム、年代別強化練習会　等
新たな地域クラブ活動	学校部活動（平日）と連携した活動として、市（市教育委員会）や学校がその運営方法等に携わり、（一社）守谷市スポーツ協会が運営団体として運営する「新たな地域クラブ活動」

（２）運営団体による休日の部活動の運営

ア　新たな地域クラブの立ち上げを見据えて、（一社）守谷市スポーツ協会に指導者雇用・管理（教育含む）・運営等（市が指導・監督）を委ね、学校ごとに競技・種目をピックアップして休日の部活動を運営する。

イ　状況に応じて、学校ごとではなく、競技・種目ごとに合同活動を行うなど、将来の新たな地域クラブの形態となる『総合型地域スポーツクラブ※１型』の運営体制づくりに取り組む。（次ページ**《参考２》**参照）

（３）推進体制

守谷市教育委員会は、「守谷市部活動地域移行推進プラン」を策定し、改革推進期間中に、休日の部活動が円滑に地域移行できるよう体制づくりをする。

アンケートなどを通じた生徒等のニーズ把握、新たなスポーツ・芸術文化活動環境の整備方法等に関する協議会の開催、活動の受け皿の確保・支援、必要な財源等の確保・支援、茨城県、市立中学校、関係団体等との調整を図る。

※１：総合型地域スポーツクラブは、種目やチーム、年代の枠を越えた一つのクラブとして、子どもから高齢者、障がい者も含め、身近な地域で誰もが生涯にわたって継続的にスポーツに親しむことができる新しいタイプのスポーツクラブ。

報告	頁数
4号	3

《参考２》総合型地域スポーツクラブのイメージ

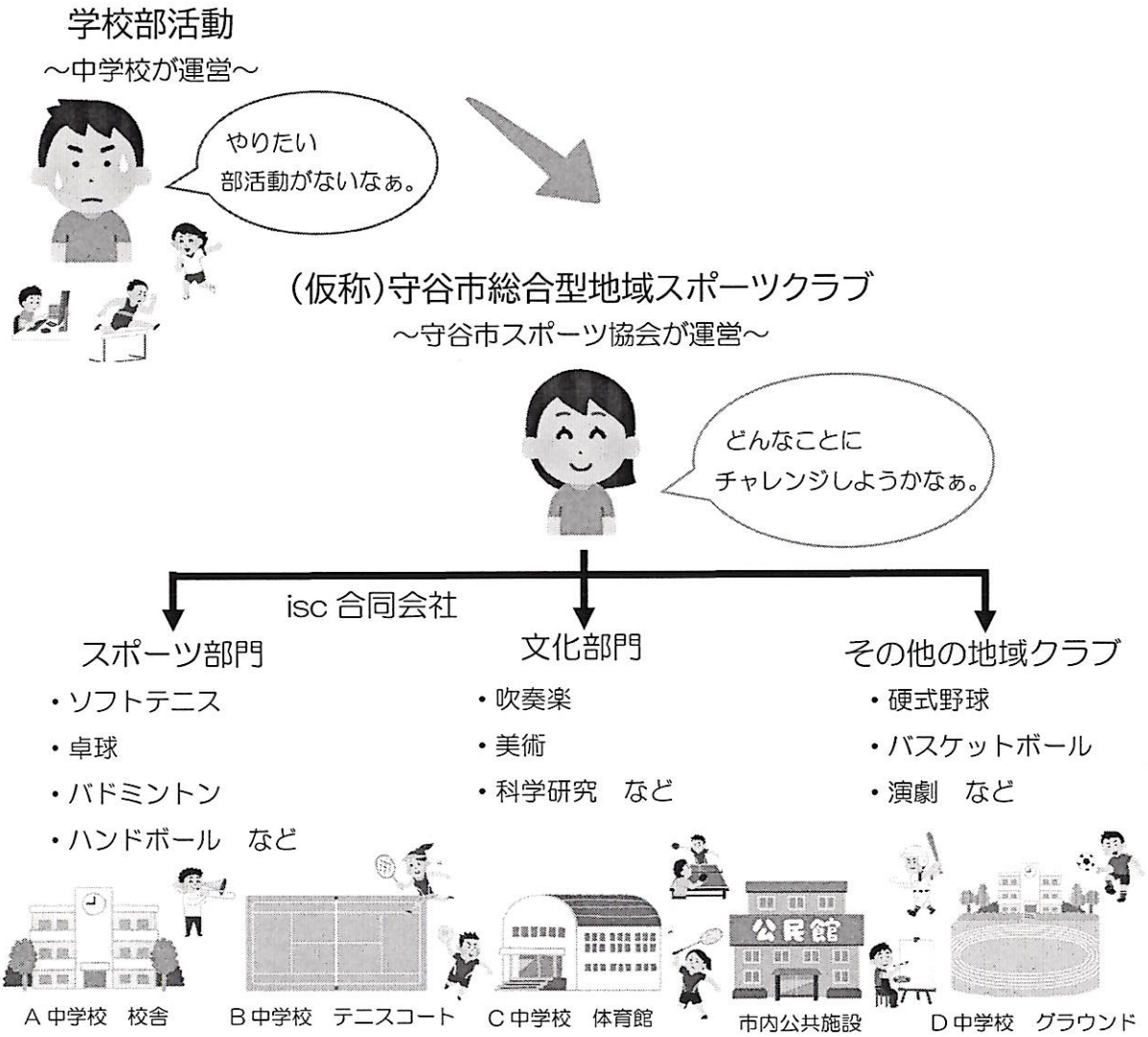

（４）指導者の確保

ア　指導者は、関係団体の会員や地域の方を想定し、積極的に募集を継続する。（当面、教職員に依拠しない）

イ　専門性や資質・能力を有する指導者を確保するために、部活動指導員が地域の指導者を兼ねることができるよう体制を整備する。

ウ　将来的に、地域での指導を希望する公立学校の教職員が兼職兼業の許可を得て、地域指導者の業務に従事できるよう整理する。

エ　新たな地域クラブ活動に関する指導方針の共有や関係者との連絡調整が円滑にできるよう競技・種目の実技指導者のほか、コーディネータを配置する。

（５）活動場所の確保

ア　活動場所は、積極的に中学校の体育館やグラウンドなどを活用する。

イ　学校施設の管理運営に、指定管理者制度や業務委託等を取り入れ、地域クラブ活動の運営団体に委託するなど、当該団体等の安定的・継続的な運営を促進する。

報告	頁数
4号	4

ウ　営利を目的とした学校施設の利用を一律に認めない規則の運用を改正し、地域クラブ活動を行おうとする民間事業者等が学校施設を利用できるよう改善する。地域クラブ活動の運営団体に対して低廉な施設使用料を認める。

※　「学校体育施設の有効活用に関する手引き」（令和２年３月スポーツ庁策定）や「地域での文化活動を推進するための『学校施設開放の方針』について」（令和３年１月文化庁策定）を参考に取り組む。

（６）活動時間及び適切な休業日の設定

ア　１日の活動時間

	１日当たり		週計
	平日	休日	
中学校	２時間	３時間	11時間

夜間等に実施するスクールは、活動時簡に含まない。

イ　週当たり休業日

	平日	休日（土・日）	週計
中学校	１日以上	１日以上	２日以上

週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の休日に振り替える。

ウ　祝日の取扱

祝日は、原則として休業日とする。ただし、総体前の大型連休については、市ガイドラインを順守しつつ地域や学校の実情を踏まえて活動計画を工夫する。（大会参加等で活動した場合は、休養日を他の休日に振り替える。）

（７）活動にかかる費用負担の検討

ア　地域移行期における、休日の通常練習にかかる費用（指導者謝金等）、傷害保険料等は市の負担とする。ただし、練習試合等で発生する費用（交通費、相手への差入等）は実費負担となる。

※　地域移行期後は、参加希望者のみの会員制として、会員には運営に要する経費の一部（会費・活動費）を負担していただくことが想定される。負担額については、国や県の支援（補助）などを踏まえながら検討する。

イ　地域クラブ活動に参加する場合の費用が、生徒が地域クラブ活動に参加することの妨げにならないよう、移行期内に、経済的に困窮する家庭の生徒の参加費用の支援等に関する検討を進める。

ウ　地域クラブ活動の運営団体が、地元の企業等の協力を得て、企業等が有する施設の利用や設備・用具・楽器の寄附や貸与等の支援を受けられる体制の整備や、家庭の参加費用の負担軽減に資する取組を推進する。

※　企業からの寄附等を活用した基金の創設や、企業版ふるさと納税の活用等も考えられる。

報告	頁数
4号	5

５　プランの推進期間（＝地域移行期）

国のガイドラインが改革推進期間とする令和５年度～令和７年度までの３年間

※　時間を要する場合には、可能な限り早期の実現を目指す。

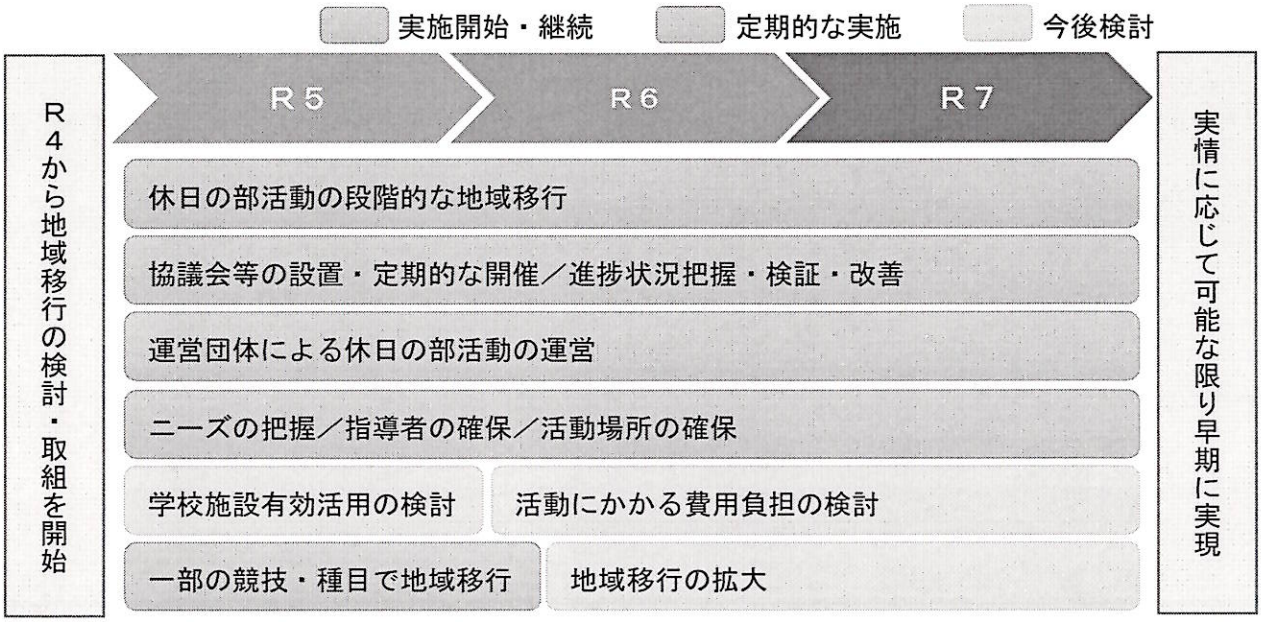

６　プランの推進体制

協議会において、進捗状況の報告及び評価・検証を行い、その意見等を踏まえて効果的に推進する。

※　国及び県の方針やガイドライン、予算等も鑑み適宜見直しを図り改訂する。

報告	頁数
4号	6

守谷市地域クラブ活動ガイドライン

令和５年３月

守谷市教育委員会

報告	頁数
4号	7

目　次

はじめに 1
Ⅰ　地域クラブの設立 5
１　地域クラブ設立に向けた環境整備 5
（１）地域クラブ活動への参加者 5
（２）地域クラブの運営体制の整備 5
（３）地域移行の進め方 5
（４）大会等の在り方の見直し 6
２　地域移行の制度設計の手順 6
（１）協議会等の設置、定期的な実施 6
（２）推進計画の策定をはじめとする情報発信 7
（３）ニーズ・課題の把握 7
（４）運営団体の設立等 7
（５）指導者の確保 8
（６）活動場所の確保 8
（７）運営団体の「規約・運営方針」の策定 8
（８）地域クラブ活動に係る費用負担の軽減 9
（９）教職員の兼職兼業等や大会役員業務に係る制度の整備 9
（10）生徒、保護者、関係団体、学校、地域住民への情報発信 9
Ⅱ　地域クラブ活動の運営 9
１　適切な運営体制の構築 9
（１）クラブ規約の策定・公表 9
（２）クラブ運営方針の策定 10
（３）競技団体や大会等への参加登録 10
（４）会費の設定と適切な会計処理 11
（５）保険への加入 11
（６）ガバナンスコードの策定 12
（７）相談窓口の周知 12
（８）関係団体との連携 12
２　適切な指導体制の構築 13
（１）指導者に求められる資質 13
（２）指導者資格の取得 13
（３）指導者としての質の保障 14
（４）指導者の確保と活用 14
（５）生徒の多様な活動への理解 15
３　適切に休養を確保するための活動時間の設定と管理 16
（１）適切な活動時間や休養日等の設定 16
（２）活動場所の確保と活用 16
（３）合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進 17
（４）学校等との連携 17
おわりに 19

報告	頁数
4号	8

はじめに

平成３０年３月、国から「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」の通知があり、その中で、地域との連携を含む学校部活動の見直しが言及された。

これを受け、茨城県（以下、「県」という。）は、「部活動の運営方針」を策定し、部活動改革をスタートさせた。

その後、国の「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」※１を受けて、県でも、地域移行の具現化に向けた検討を本格化させた。

令和４年２月には、県が、「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革に関する有識者会議」を設置し、議論の結果、５月に「地域移行を目指して」との副題が付された『提言』※２が示された。

これに先立ち、本市では、令和４年４月から学校教育改革プランの一環として、「守谷型カリ・マネを生かした部活動改革」に着手し、週３日の５時間授業日「アーリーデー」における部活動実施により、活動時間の確保と生徒の早期下校の両立、部活動の時間を授業同様に５０分単位とし、週７コマの活動内容を効率化するなど、地域との連携を視野に入れた取組をスタートさせた。

また、地域移行の検討についても併行して行い、令和５年１月からは、休日の部活動の段階的な地域移行を基本としたモデル事業を開始し、移行に伴う諸課題について、検討・準備を進めている。

なお、県においては、令和４年１２月に、地域移行期における学校部活動を対象とした「茨城県部活動の運営方針」が改訂※３されている。

国においても、令和４年１２月にこれまでの部活動に係るガイドラインを全面的に改訂し、「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」※４が策定された。

その中では、「新たな地域クラブ活動」や「学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境整備」、「大会等の在り方の見直し」について方向性が示され、令和５年度から可能な限り早期に移行を実現することを目指し、地域スポーツ・芸術文化環境の整備のための取組を重点的に進めることが求められている。

これら一連の部活動改革の背景には、近年の少子化に伴う学校の小規模化等により、単独でチームが組めない、生徒の希望する部活動がない、技術や医・科学の面で専門性に裏付けられた指導を受けることができないなどの事例が増加していることがある。

また、勝利至上主義への傾倒や適切な休養を度外視した長時間活動等により、生徒が心身に疲労を蓄積させ、その結果、傷害のみならずバーンアウト（燃え尽き症候群）などにより生涯にわたってスポーツ・芸術文化活動を楽しむことができなくなるといった事例も挙げられる。

これからの時代を生きる子どもたちのために、スポーツ・芸術文化活動の環境を持続可能なものとするためには、学校部活動の維持がこれ以上困難な状況となる前に、新た

報告 頁数
4号 9

に地域スポーツクラブや地域文化クラブを整備する必要がある。

これらの地域クラブ活動は、学校の教育課程外の活動として、社会教育法上の「社会教育」（主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。））の一環として捉えることもでき、また、スポーツ基本法や文化芸術基本法上の「スポーツ」「文化芸術」として位置付けられるものである。

地域クラブ活動については、社会総がかりで「地域の子どもたちを地域で育てる」という共通理解の下、生徒の望ましい成長を保障できるよう、学校部活動の教育的意義を継承しつつ、可能な限り多様なスポーツ・芸術文化活動環境を一体的に整備することが望まれている。

そこで、国及び県のガイドライン※5を踏まえ、子どもたちが個々の多様なニーズ・志向に応じて活動を選び、自主的・自発的に参加でき、安心・安全に活動できる環境の実現に向けて、中学校部活動の地域移行を推進するためのガイドラインを策定する。

《参考１》これまでの地域移行に係る経緯　～国及び県通知・提言等の概要～

注釈・発行・日付	概　要
※1 スポーツ庁 ［R2.9］	【学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について】 ○部活動は教師による献身的な勤務の下で成り立ってきたが、休日を含め長時間勤務の要因 指導経験のない教師にとって多大な負担、クラブ加入者にとっても望ましい指導を受けられない ○持続可能な部活動と教師の負担軽減の両方を実現（必ずしも教師が担う必要のない業務） ・休日に教科指導を行わないことと同様に、休日に部活動指導に携わる必要がない環境を構築 ・クラブ加入者の活動機会を確保するため、休日に地域で活動できる環境を整備 ・指導を希望する教師には、休日に指導できる仕組を構築 ○具体的取組 Ⅰ．休日の部活動の段階的な地域移行（R5以降、段階的に実施） ・休日の指導や大会への引率を担う地域人材の確保 ・兼職兼業の仕組の活用 ・保護者による費用負担、地方自治体による減免措置等と国による支援 Ⅱ．合理的で効率的な部活動の推進・都市 ・過疎地域における他校との合同部活動の推進 ・クラブ加入者・指導者間のコミュニケーションが可能となるＩＣＴ活用の推進 ・地方大会の在り方の整理（実態把握、精選、参加資格の弾力化等） ※主として中学校を対象。高校も同様の考え方を基に取組を実施 高校の部活動は学校の特色として位置付けられている場合があることに留意 その場合、別途設置者の責任において教師の負担軽減を考慮した適切な指導体制を構築

報告 4号　頁数 10

※2 茨城県 教育委員会 ［R4.5］	【学校の働き方改革を踏まえた部活動改革に関する提言～地域移行を目指して～】 Ⅲ．生徒のニーズに対応したスポーツ・文化芸術活動環境の整備（地域移行を含む）について 1　地域移行を実現する環境の整備と支援 ・生徒が希望する競技や分野の活動に参加し、専門的な指導等を受けることができる環境として、地域移行を推進することが急務 ・中学校・高校で休日に部活動指導を行う教員をゼロとする目標期限の前倒し ・部活動が担っていた教育的機能を、地域が引き継いでいく体制の構築 2　指導者の確保 ・指導者として相応しい資格要件と、事故発生時の責任等を明確化した契約条項を設定 ・将来的に地域において子供から大人までの幅広い世代が体系的なプログラムで活動 3　兼職兼業に係る整理 ・勤務時間外在校等時間と合わせた上限について、４５時間を超えてしまうことや土日両日の兼職兼業について認めないこととする 4　活動場所の確保 ・学校施設等の利活用を促進すべき 5　活動費や保険等 ・経費について受益者負担が原則だが、経済的に困窮する家庭に対しては補助を検討 6　大会参加資格の緩和・中体連の方向性を踏まえ、高体連等に対し、主催大会へ地域クラブ活動等学校以外の団体が参加することを認めるよう要望
スポーツ庁 ［R4.6］	【「運動部活動の地域移行に関する検討会議」提言】 ○休日の部活動から段階的に地域移行することを基本 ○目標時期：令和５年度の開始から３年後の７年度末を目途（改革集中期間） ○平日については、できるところから取り組む 休日の移行の進捗状況等を検証し、更なる改革を推進 ○地域におけるスポーツ機会の確保、生徒の多様なニーズに合った活動機会の充実等に着実に取り組む ○地域のスポーツ団体等と学校との連携・協働の推進
文化庁 ［R4.8］	【「文化部活動の地域移行に関する検討会議」提言】 上記運動部と同内容
※3 茨城県 教育委員会 ［R4.12］	【茨城県「部活動の運営方針」（改訂版）】 〈主な変更点〉 ○活動時間及び休養日の設定を見直し（「程度」から「上限」と位置付け） ○活動計画に加えて活動実績もホームページ等で公表 ○任意加入である部活動の費用負担の在り方の見直し ○勤務時間外在校等時間の縮減と複数顧問制の推進等 ○大会運営・役員業務の整理等

報告 4号 頁数 11

※4 スポーツ庁 文化庁 ［R4.12］	【学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン】 （H30 に発出された運動部活動及び文化部活動それぞれのガイドラインを統合した上で改訂） ○教育課程外の活動である学校部活動について、実施する場合の適正な運営等の在り方 ○学校部活動の維持が困難となる前に、学校と地域との連携・協働により生徒の活動の場として整備すべき新たな地域クラブ活動の在り方 ○新たなスポーツ・文化芸術環境の整備に当たり、多くの関係者が連携・協働して段階的・計画的に取り組むため、その進め方等 ○学校部活動の参加者だけでなく、地域クラブ活動の参加者のニーズ等に応じた大会等の運営の在り方
※5 茨城県 教育委員会 ［R5.2］	【茨城県地域クラブ活動ガイドライン】 県有識者会議提言及び国のガイドラインを踏まえ、子どもたちが個々の多様なニーズ・志向に応じて活動を選び、自主的・自発的に参加でき、安心・安全に活動できる環境の実現に向けて、公立中学校・高校部活動の地域移行を推進するための地域クラブ設立の方法や手順とともに、地域クラブ活動の運営に当たっての留意事項を整理した指針を策定 Ⅰ．地域クラブの設立 1　地域クラブ設立に向けた環境整備 2　地域移行の制度設計の手順 Ⅱ．地域クラブ活動の運営 1　適切な運営体制の構築 2　適切な指導体制の構築 3　適切に休養を確保するための活動時間の設定と管理

※1～5は、《参考》これまでの地域移行に係る経緯　～国及び県通知・提言等の概要～参照

報告 4号　頁数 12

Ⅰ　地域クラブの設立

１　地域クラブ設立に向けた環境整備

（１）地域クラブ活動への参加者

従来から学校部活動に所属している生徒はもとより、今まで学校部活動に参加していない生徒や、各種スポーツ・芸術文化活動を苦手としている生徒、障がいのある生徒など、参加を希望する全ての生徒が対象となる。

（２）地域クラブの運営体制の整備

ア　運営団体は、次のような多様な団体が想定される。

市スポーツ協会、市文化協会、その他法人（ＮＰＯ等）、総合型地域スポーツクラブ※６、スポーツ少年団、競技団体、芸術文化団体、クラブチーム、プロチーム、民間事業者、フィットネスジム、大学、学校区（コミュニティ・スクール）ごとの地域学校協働本部※７、保護者会、複数の学校の部活動が合同で設立する団体等

イ　運営体制の整備に当たっては、スポーツ・芸術文化活動の最適化を図り、地域移行期における生徒の体験格差を解消する観点から、市があらゆる方法で上記アの運営団体と連携しながら、体制整備に努める。

ウ　地域移行期においては、学校部活動と連携して部活動指導員を活用するなど、生徒の活動環境の確保に努める。

（３）地域移行の進め方

ア　市及び運営団体は、まずは、休日における地域クラブ活動の環境整備を進めることを基本とする。

イ　市は、県のガイドラインを踏まえて「推進計画」を策定し、可能な限り、地域移行の早期実現を目指す。

ウ　市及び運営団体は、平日の地域クラブ活動についても、休日における取組の進捗状況等を検証しながら、できるところから取組を進める。

エ　市及び運営団体は、休日と平日とを一体として移行するケースや、平日から先に移行するケースも視野に入れて取組を進める。

オ　地域移行期において、休日の地域クラブと平日の学校部活動とで指導者が異なる場合は、地域クラブの指導者は、あらかじめ学校の部活動指導員や顧問と指導方針や生徒の活動状況に関する情報の共有を行い、生徒や保護者等への説明を丁寧に行う。

なお、運営団体は、地域クラブの指導者に対し、学校と連絡調整を含め、緊密な連携を図るよう指導・監督を行う。

※６：JSPO においては、令和４年４月から、総合型地域スポーツクラブの登録・認証制度の運用を 47 都道府県で開始している。また、総合型地域スポーツクラブとスポーツ少年団が融合した取り組みを検討している。

※７：コミュニティ・スクールと一体的に推進している地域学校協働活動を担う地域住民や団体等による緩やかなネットワーク体制。

報告	頁数
4号	13

（４）大会等の在り方の見直し

ア　市は、必要に応じて、大会等の主催者に対し、大会等への参加資格を学校単位に限定することなく、地域クラブ単位でも参加可能とすることについて要請する。

イ　市は、地域クラブが参加できる大会等に対して、後援や補助、学校や公共施設の貸与等の積極的な支援を検討する。

ウ　市は、中体連の主催大会の運営を可能な限り教職員によらない体制で行うため、民間企業を含む関係団体等に対し、スタッフとして参画できる人員の協力について特段の配慮を求める。

エ　市は、大会運営等のスタッフを確保する観点から、大会等の主催者に対し、大会開催日について休日開催を含めた開催の在り方の検討を要請する。

オ　市は、大会等の主催者に対して、傷害等の防止とパフォーマンスの向上のために適切な休養を確保できるよう、開催回数の精選を要請する。

カ　市は、近隣市町村等に参加要請する大会を主催する場合、内容の充実を図るとともに、少子化や生徒・チーム減少の現状を踏まえ、生徒の心身の負担が過重にならないよう、可能な限り大会を統合するなどして試合等の数を限定する。

キ　市は、参加する生徒の健康と安全を守るため、大会等の主催者に対し、熱中症等の危険を考慮するよう、必要に応じて大会等の開催時期や時間帯等について見直しを要請する。

２　地域移行の制度設計の手順

地域移行及び運営については、進捗状況等の検証を適宜行い、必要に応じてスケジュールを見直しながら、着実に進めていくことが必要である。

具体的に行う内容や留意点は次のとおりとする。

（１）協議会等の設置、定期的な実施

ア　市は、必要に応じ、地域スポーツ・文化振興等（社会教育）担当部署、学校の設置・管理運営担当部署、地域スポーツ・芸術文化団体、学校、保護者等の関係者からなる「協議会等」を設置する。

イ　協議会等には、必要に応じて有識者の参加を求め、客観的な意見を踏まえ、建設的な協議が行われるようにする。有識者としては、健康増進や社会福祉・医療、まちづくりの担当部署等が考えられる。

ウ　協議会等においては、定期的・恒常的な情報共有・連絡調整を行い、新たなスポーツ・芸術文化環境の整備方法等を検討し、実行する。その際、スポーツ推進委員等を活用し、地域のスポーツ団体等との連絡調整を図ることも考えられる。

エ　市や運営団体は、県等が提供する指導者の情報や、市内のスポーツ・芸術文化活動の施設等に関する情報などを活用し、環境整備に取り組む。

オ　市は、スポーツ協会や文化協会などの団体等と連携し、地域の各スポーツ・芸術文化団体等の取組に助言・支援を行う。

カ　市や運営団体は、必要に応じて、競技団体又は生徒のスポーツ・芸術文化活動に関わる各分野の関係団体等が提供する専門的な指導者の養成・派遣や活動プログラムなどを活用する。

報告 4号 頁数 14

（２）推進計画の策定をはじめとする情報発信

ア　市や協議会等は、推進計画の策定等により、生徒・保護者や学校はもとより、スポーツ・芸術文化団体等の関係者や住民に対し、取組の背景や地域におけるスポーツ・芸術文化環境の整備方針、具体的な取組の内容、生徒自身や地域社会に対し見込まれる効果、地域移行のスケジュール等について分かりやすく周知し、理解と協力を得る。

イ　市は、部活動の段階的な地域移行等に関する実践・実証事業等の成果の普及を図る。

（３）ニーズ・課題の把握

ア　市や協議会等は、学校部活動に入っていない生徒や、今後中学生となる児童やその保護者、地域住民等への聞き取りやアンケート調査を行うなどにより、ニーズや課題の把握に努める。その際、学校部活動にはない種目等やレクリエーション志向等のニーズの把握に努める。

イ　市や協議会等は、把握したニーズや課題をもとに、新たなスポーツ・芸術文化環境の整備方法等の充実について検討する。なお、調査結果や検討状況等については、随時ホームページ等での公開に努める。

（４）運営団体の設立等

ア　市や協議会等は、地域クラブ活動の運営団体について、既存の団体がある場合は当該団体と協議のうえ決定し、既存の団体がない場合は新規に設立又はその支援をする。

なお、運営団体に必要となる主な業務としては、以下のような内容が考えられる。

○地域クラブ活動の規約・運営方針の策定
　協議会等との連携
○活動の周知に係る広報活動
○参加者の募集、受付
○活動のマネジメント
　活動計画の作成、活動実績報告の作成、施設の確保、送迎バス等の運行、大会等の参加手続き、保険手続き、事故・トラブル発生時の対応等
○指導者のマネジメント
　指導者の確保、保険手続き、シフトの作成、従事時間管理、報酬の支払い、資質向上研修会の実施等
○参加者のマネジメント
　出欠管理、参加費の徴収、安全管理等
○地域、学校、関係団体等との連携
○参加者及び保護者満足度を高める工夫
　アンケートの実施、ＰＤＣＡサイクルによる運営改善等

イ　団体による運営が軌道に乗るまでは、市がサポートすることのほか、市が運

報告 | 頁数
4号 | 16

営団体となることも考えられる。

ウ　単独の運営団体で地域全体の運営を担うことが困難な場合は、複数の運営団体が連携し、業務を行うことも有効である。

（５）指導者の確保

ア　市や協議会等及び運営団体は、指導者確保のために、以下の対応を実施する。

> ○地域のスポーツ・芸術文化活動を指導できる人材の把握・リスト作成
> 市の競技団体の登録者、スポーツ少年団の指導者、スポーツ推進委員、クラブチームの指導者、文化団体の指導者、兼職兼業等を希望する教職員等
> ○企業・大学等との連携
> ・地域に企業や芸術文化団体がある場合は、連携して指導者確保
> ・大学については、大学との連携を行うか、大学を通じての求人募集
> ○民間事業者との連携
> スポーツクラブ、文化クラブ、人材派遣会社等の連携
> ○求人募集
> マスメディアやコミュニティメディア、ハローワーク等
> ○近隣市町村との連携
> 近隣市町村と連携し、単一の市町村で実施できない活動を実施
> ○ＩＣＴを活用した遠隔指導体制の整備
> 遠方の指導者からの指導が受けられるようＩＣＴ環境等を整備

イ　教職員以外の指導者については、体罰防止等のコンプライアンスに係る研修会を市が開催し、地域クラブ活動指導者として認定する。

ウ　市は、県が整備する人材バンクと連携する。

（６）活動場所の確保

ア　市や協議会等は、地域クラブ活動の活動場所として、公共のスポーツ・文化施設や、社会教育施設、地域団体・民間事業者等が有する施設、地域の中学校をはじめとして、小学校、高等学校や廃校施設を活用できるよう配慮する。

イ　市や協議会等は、学校施設の管理運営について、指定管理者制度や業務委託等を取り入れ、地域クラブ活動を実施する運営団体に委託するなど、当該団体等の安定的・継続的な運営を促進する。

ウ　市は、地域クラブ活動を行う団体等に対して学校施設、社会教育施設や文化施設等について減免措置や低廉な施設使用料を認めるなど、負担軽減や利用しやすい環境づくりに努める。

エ　市や協議会等は、学校施設等の利活用促進のための手立てを検討する。

（７）運営団体の「規約・運営方針」の策定

市や協議会等は、運営団体が規約・運営方針をまとめ公開するよう、必要な助言を行う。

※　次ページⅡ１（１）を参照

報告	頁数
4号	16

（８）地域クラブ活動に係る費用負担の軽減

ア　市は、施設使用料を低廉な額としたり、送迎面の配慮を行う場合などの支援を行うとともに、経済的困窮家庭の生徒の参加費用の支援等の取組を進める。

イ　市は、運営団体が地元の企業等の協力を得て、企業等が有する施設の利用や設備・用具・楽器の寄附等の支援体制の整備を促進する。

（９）教職員の兼職兼業等や大会役員業務に係る制度の整備

市教育委員会は、県教育委員会が定める兼職兼業等に係る要項に準じ、市立学校の教職員に対して、本人及び学校全体の公務の遂行に不均衡や支障を生じさせないなどの範囲において、兼職兼業等について適切に許可・承認する。

※　県のガイドラインで、教職員が大会等の役員業務に従事する場合の兼職兼業等及び服務管理については、県教育委員会が別途整理する旨の記載あり。

(10) 生徒、保護者、関係団体、学校、地域住民への情報発信

ア　市は、令和５年度以降、地域移行を推進することについて、情報発信を強化する。

イ　市は、生徒が主体的に取り組める活動機会を選び確保できるよう、様々な地域活動を紹介するなど、生徒・保護者への情報提供に努める。

ウ　市は、関係団体からの情報収集に努める。

Ⅱ　地域クラブ活動の運営

１　適切な運営体制の構築

（１）クラブ規約の策定・公表

運営団体は、生徒や保護者に対し、安心して参加できる団体であることを示すために、クラブ規約を策定し、入会前に生徒や保護者の理解を十分に得る。

《参考２》クラブ規約の構成例※８

1. 総　則（クラブの名称と所在地）
2. 目　的
3. 事　業
4. 会　員（資格、手続き、会費など）
5. 役員及び事務局（役職、選出方法と任期、任務など）
6. 会　議（総会や運営委員会などの運営組織とその役割）
7. 会　計（会計年度、会計の原則、資金の管理など）
8. 規約の改定
9. クラブの解散
10. 附　則（施行日など）

※８：出典元：文部科学省 HP「総合型地域スポーツクラブ育成マニュアル」

報告 頁数
4号 17

（２）クラブ運営方針の策定

ア　運営団体は、上述の「規約」に基づくとともに、本ガイドラインを踏まえたクラブの「運営方針」を策定して活動の方向性を示す。（運営方針策定上の留意点は次ページ参照）

《参考３》クラブ運営方針の内容例

・活動の目標　・育てたいクラブ加入者像　・向上させたい力 ・具体的な手立て　・活動時間、休養等　など

イ　クラブの「運営方針」策定に当たっては、生徒の中にはより上位の大会やコンクールを目指す者のみならず、基礎体力や社会性を身に付けることを目的にしたり、仲間と楽しい時間を過ごすことを目的にしたりする者もいるなど、生徒の志向が多様であることを受け入れ、勝利至上主義に傾倒することがないよう配慮する。

（３）競技団体や大会等への参加登録

ア　生徒が大会に参加する場合は、大会の資格要件等（参加対象や登録の必要性、保険等）を十分に確認する。

イ　クラブとしての大会参加を目指す場合、必要に応じて競技団体や連盟等への登録や加盟が求められる※９ことから、運営団体は、特に地域移行期においては、登録や登録費の納入が学校と二重にならないよう配慮する。

やむを得ず二重登録の事態が生じる場合は、その内容や費用面等について、クラブ入会や競技団体・大会等への参加登録の前に保護者に十分説明し理解を得ること。

ウ　中体連等が主催する大会をはじめ様々な大会への参加資格については、クラブ単位での参加が認められるよう各方面で議論されているが、それぞれ大会により出場要件等が異なるため、必ず事前に確認することが求められる。

なお、クラブによる大会参加が実現する場合は、運営団体は、役員・審判など　の大会運営にスタッフとして積極的に参画することが求められる。

※９：日本中体連は、全国中学校体育大会に地域スポーツ団体等が参加を希望する場合、「都道府県中学校体育連盟に加盟もしくは認定されていること」としている。（全国中学校体育大会への地域スポーツ団体等の参加資格について/（公財）日本中学校体育連盟/令和４年６月 13 日）

報告 4号　頁数 18

《参考４》クラブ規約・運営方針策定上の留意点

○ねらい
・地域クラブ活動を通じてどのような人材を育成していくのか
・そのために、いつまでにどのような方策をとるのか

○クラブ名
・学校部活動と区別ができるようクラブの名称を工夫

○活動内容
・ニーズ調査の結果を踏まえ、活動内容を決定
・ニーズに応じて、可能な内容から実施
・単独地域で実施できない内容は、近隣市町村と連携するなどを検討

○活動回数、活動時間等の決定
・地域がもつ資源（人材、施設等）とニーズ・課題の把握の結果等を総合的に勘案
・回数は、最初は１～２か月に１回程度など可能な範囲から始め、段階的に増やすなどを検討

○費用負担の検討、財源の確保
・運営費用、指導者報酬、保険料（指導者、参加者）、施設使用料、消耗品代、会場への移動に係る費用、運営団体の事務に係る費用など
・生徒や保護者、地域住民等の理解を得つつ、活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な会費の設定を検討

○活動の開始時期の決定
・準備のできた活動・地域から部分的に開始。徐々に活動や地域を拡大

○実施要項の作成
・募集案内等に活用

（４）会費の設定と適切な会計処理

ア　運営団体は、会費について、生徒や保護者、地域住民等の理解を得つつ、活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉に設定する。

イ　運営団体は、経済的に困窮する家庭の生徒が地域クラブ活動へ参加する際、費用の負担を軽減するために、補助金を活用したり、寄附等による基金を創設したりするなど、活動機会を確保できるよう対策を講じる。

ウ　運営団体は、国、県、市等の補助を受けて運営する場合、申請や報告など、必要な手続きを適切に行う。

エ　運営団体は、公正かつ適切な会計処理を行った上で、組織運営の透明性を確保するため、情報開示を適切に行う。

（５）保険への加入

ア　運営団体は、指導者や参加する生徒等に対して、自身の怪我等を補償する保険や個人賠償責任保険に加入させる。

イ　保険適用の範囲については、活動の最中のみならず、活動場所への移動中や保護者による送迎中に事故等にあった場合にも適用を受けることができる内容のものを検討する。

報告 4号 頁数 19

（６）ガバナンスコードの策定

ア　運営団体は、生徒や保護者のみならず地域全体から信頼を得るために、適正なガバナンス※10 を確保するとともに、その状況に関する情報を積極的に開示することにより組織運営の透明性を確保する。

その際、スポーツ庁の「スポーツ団体ガバナンスコード〈一般スポーツ団体向け〉」（以下、「ガバナンスコード」という。）を参照し、ガバナンスコードに添付されているセルフチェックシートに基づく自己説明資料を作成し、自団体のホームページ等で公開する。

イ　独立行政法人日本スポーツ振興センターが、スポーツ団体向けに「スポーツガバナンスウェブサイト」を開設し、ガバナンスコードに基づいた団体運営に関する自己説明の登録・公表を促進しているので、運営団体は積極的に活用する。

（７）相談窓口の周知

運営団体は、指導者や団体にインテグリティ※11 を欠く等の不適切な行動があった場合の対策として、次のような様々な相談の手段があることについて、加入生徒や保護者、地域住民等に対して積極的に発信する。

・運営団体自らが設ける相談窓口
・スポーツ庁が公表している「スポーツにおける暴力・ハラスメント等相談窓口一覧」※12
・JSPO が設置する「スポーツにおける暴力行為等相談窓口」※13 等

（８）関係団体との連携

運営団体は、活動場所や指導者の確保を含む諸課題の解決へ向け、協議会等に積極的に参画し、緊密に情報共有や連絡調整を行う。

※10：「統治、管理、支配」という意味があり、企業等では「健全な企業運営を行う上で必要な管理体制の構築や企業の内部を統治すること」としている。経営リスクを未然に防ぐための考え方として広まってきた。

※11：「誠実」「真摯」「高潔」などの概念を意味する言葉。

※12：スポーツ庁 HP 参照
「https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop10/list/1412106.htm」

※13：JSPO HP 参照「https://www.japan-sports.or.jp/cleansport/tabid1349.html」

報告	頁数
4号	20

2　適切な指導体制の構築

（1）指導者に求められる資質

ア　運営団体及び指導者は、実技指導のほか、安全・傷害予防に関する知識・技能の指導、大会等の引率、用具・施設の点検・管理、会計管理、保護者との連絡など、多様な職務に従事することとなる。

イ　心身の成長の途上である生徒を対象とするため、指導者は、生徒の安全の確保や、練習等が過度な負担とならないよう徹底することはもとより、体罰・言葉の暴力・性暴力・ハラスメントなどの行為の根絶が強く求められる。指導に当たる際には、意見表明権を含む生徒の基本的人権などの権利擁護の観点に留意しなければならない。

ウ　運営団体及び指導者は、生徒や保護者に対する不適切な行為の防止に努めるだけでなく、生徒間で事故やトラブルがあった場合についても、看過することなく対処する。

エ　運営団体及び指導者は、生徒理解はもとより、事故やトラブルへ対応する際に必要な知識や考え方などの知見を身に付けておく必要があることから、取得に一定の研修を要する指導者資格を有していることが求められる。

（2）指導者資格の取得

ア　スポーツ活動の指導者は、JSPO 公認スポーツ指導者資格※14 や中央競技団体が定める公認指導者資格など、公的に認められた資格を有していることが望ましい。

《参考５》指導者資格例

●JSPO 公認スポーツ指導者資格
- ①スタートコーチ（教職員免許取得者）
- ②スタートコーチ（スポーツ少年団）
- ③スタートコーチ（競技団体ごと）
- ④コーチ１～４（競技団体ごと）

※　上記 JSPO 公認スポーツ指導者資格については、指導対象を厳密に区分けされていないが、スポーツ少年団に指導者として登録する際は、スポーツ少年団対象のスタートコーチが必要となる。

※　各資格の問い合わせ先は、①②が県スポーツ協会、③④が県競技団体となる。

●中央競技団体独自の指導者資格

（例）日本サッカー協会公認コーチライセンス
　　日本バスケットボール協会公認コーチライセンス

イ　公認指導者資格を取得していない指導者や指導者資格が設けられていない活動等の指導者は、県や市が開講する指導者講習会等を受講し、指導に当たることが求められる。

※14：JSPO が加盟団体等と連携して昭和 40 年から養成を開始し、現在は公認スポーツ指導者資格として５つの領域にわたる 18 種の資格を設け、多様なスポーツ活動を推進することのできるスポーツ指導者を認定している。

報告 頁数
4号 21

《参考６》地域クラブ活動の指導者として身に付けるべき知見例

・コンプライアンスに関する内容　・スポーツ医・科学に関する内容 ・傷害や事故の防止に関する内容　・著作権に関する内容　など

（３）指導者としての質の保障

ア　運営団体及び指導者は、地域クラブ活動の実施に当たって、生徒の心身の健康管理（スポーツ障がいや外傷の予防、バランスのとれた生活への配慮等を含む。）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）を徹底し、体罰・暴言・ハラスメントの根絶に努めなければならない。

イ　運営団体及び指導者は、生徒がバーンアウトすることなく、生涯を通じて活動に親しむ習慣の基礎を培うことができるよう、生徒の心身の状態を十分に把握した上で運営・指導に当たる。

また、生徒が自らの目標を達成できることを目指し、心身の休養を適切に確保しながら、短時間に合理的でかつ効率的・効果的な活動となるよう工夫する。

ウ　運営団体及び指導者は、中央競技団体や各活動分野の関係団体等が作成する指導手引を活用することが望ましい。

エ　生徒が複数のクラブ（地域移行期においては学校を含む。）に加入し指導者が異なる場合、各運営団体及び指導者は、必要に応じて指導者間で指導方針や生徒の活動に関する情報の共有を行うなど緊密な連携を図るとともに、生徒や保護者等に対して丁寧に説明する。

（４）指導者の確保と活用

ア　運営団体は、スポーツ・芸術文化団体の指導者のほか、部活動指導員※15、退職教職員、兼職兼業等の許可・承認を得た教職員等、企業関係者、公認スポーツ指導者、スポーツ推進委員※16、競技・活動経験のある大学生や保護者など様々な関係者から指導者を確保する。

イ　指導者が十分に確保できない等の場合は、広域でクラブを設立することや、ICT を活用した遠隔指導ができる体制を整えることが想定される。

ウ　運営団体は、JSPO が公認スポーツ指導者の活用を促進するために設置している、公認スポーツ指導者のマッチングサイトの活用を検討する。

エ　運営団体は、公立学校の教職員を指導者として雇用等する際には、当該教職員が市教育委員会等から兼職兼業等の許可・承認を得ているかどうか確認する必要がある。また、企業関係者等を雇用する際にも、企業等から副業等の許可・承認を得ているか確認する必要がある。

その際、兼職兼業等に係る許可条件や基準等の確認も併せて行うこと。

※15：中学校・高等学校の部活動において、学校長の監督下で顧問の代わりに単独で指導・引率ができる学校職員。

※16：市町村教育委員会が委嘱をし、当該市町村におけるスポーツ推進のための事業実施に係る連絡調整並びに住民に対するスポーツの実技の指導、その他スポーツに関する指導及び助言を行う人材で、昭和 36 年から位置付けられている。

報告 4号　頁数 22

オ　運営団体は、教職員が地域クラブ活動に兼職兼業等の許可・承認を受けて携わる場合、その業務が学校部活動と一体的に継続され、実質的に引き続き校長等の管理監督下にあるとみなされる、いわゆる看板の掛け替えのような活動・業務とならないよう、実施場所、指導体制、活動形態、活動内容等を整理する。※17

カ　運営団体は、公立学校の教職員を指導者として雇用等する際には、居住地や、異動や退職等があっても当該教職員が継続して従事するかの意向等を踏まえて、継続的・安定的に指導者を確保できるよう留意する。

キ　運営団体、勤務校の校長及び市教育委員会は、教職員の兼職兼業等での従事に当たり、従事者の心身の健康に十分配慮する必要があることから、厚生労働省の「副業・兼業の促進に関するガイドライン」を参照し、勤務時間等の管理を徹底するとともに、連携して従事者の適切な労務管理に努める。

（５）生徒の多様な活動への理解

ア　運営団体は、生徒の活動の志向やスタイルが、競技志向が高いケースばかりではなく、複数の活動に取り組んだり、自身の余暇の時間を作るために活動日を調整したりするなど多様であることを理解するとともに、生徒がクラブ以外の多様な活動に自主的・自発的に参加する場合は、それを尊重する。

イ　地域での活動を持続可能なものにしていくため、ユニバーサルスポーツなど、障がいの有無や年齢等にかかわらず一緒に活動することができる環境を構築することが望まれる。

※17：「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」を受けた公立学校の教師等の兼職兼業の取扱い等について（令和３年２月17日/文部科学省）参照

報告 頁数
4号 23

3　適切に休養を確保するための活動時間の設定と管理

（1）適切な活動時間や休養日等の設定

ア　運営団体及び指導者は、地域の人材や場所等と生徒のニーズ等を総合的に勘案し、活動内容、回数や時間等を含む活動計画に反映させる。

その際、生徒のニーズが単一ではなく多様であること、生徒が心身ともに成長過程の思春期であること、健全な成長のためには家庭や学校での生活も重要な要素であることなどを十分に理解する必要がある。

イ　活動計画の具体の設定に当たっては、競技志向の高低にかかわらず、過度な活動が継続されると心身の疲労が蓄積し、傷害やバーンアウト等のリスクが高まる一方、パフォーマンスは低下することから、十分な休養を確保する必要がある。このことを最優先に位置付け、活動時間や休養日等について、医・科学的な知見に基づいて『茨城県「部活動の運営方針」（改訂版）（令和４年 12 月／茨城県教育委員会)』をもとに作成した「守谷市部活動の運営方針」（改訂版）に定められている時間や日数に準じて設定する。

ウ　運営団体及び指導者は、年間活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会の日程等)、毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を作成し、公表する。

（2）活動場所の確保と活用

ア　活動場所は、公共のスポーツ・文化施設や、社会教育施設※18、地域団体・民間事業者等が有する施設だけではなく、地域にある施設を活用することが考えられる。

イ　学校施設を活用する際は、施設の設置者※19 の許可を得て、設置者が定める規則等を遵守する。

ウ　地域移行期においては、学校施設において学校部活動が行われていることが想定される。そのため、学校施設管理者、施設の設置者、関係団体等で協議を行い、複数の団体が希望する場合は公平に利用することができるよう調整するなど、緊密に連携を図る。

※18：図書館、博物館、公民館など、家庭や学校以外で、児童から青年、成人、高齢者に至るまで、全ての年齢の人たちに、学習や
研修、スポーツや趣味に興じたり、楽しむ機会を提供したりすることができる生涯学習のための施設

※19：県立学校については茨城県、市立学校については市、私立学校については学校法人

報告 頁数
4号 24

（３）合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進

ア　運営団体は、活動計画作成に当たって、限られた時間の中で効果を上げるべく、活動するタイムマネジメントの観点、学校生活や家庭生活とのバランスを保つ観点、さらに、指導者の長時間労働の防止に配慮する観点からも、活動過多を抑止する方向で作成する。

イ　生徒の多様なニーズに対応するとともに、合理的でかつ効率的・効果的な活動を推進するに当たっては、必要に応じて有資格者などの専門性の高い人材を招いて研修を計画・実施する。

（４）学校等との連携

ア　生徒は、地域クラブ活動に加え、地域で他の活動を行うことや、地域移行期には平日の放課後に学校部活動を行うなど、多様な活動をすることが想定される。

そのため、諸活動によって心身に負担がかかり健全な発育・発達に弊害が出ることのないよう、運営団体は、学校と活動内容などの情報を共有し活動過多の予防に資する。

イ　運営団体及び指導者は、活動時間や休養日の設定状況に加え、大会の日程等について情報を把握し、生徒の活動が総合的に県及び市部活動運営方針に示す「適切な休養日等の設定」を超えないよう、活動状況やスケジュール等の共通理解を徹底し、生徒の望ましい成長を保障する。

ウ　運営団体及び保護者は、生徒の将来を見据えた指導が必要になってくることから、通常の活動に加えて進路面等についても学校と情報を共有する。

その際には、個人情報の取扱いに細心の注意を払う。

《参考７》「守谷市部活動の運営方針」（改訂版）に準ずる活動時間、休養日等の設定

（１）適切な休養日等の設定

ア　活動時間の上限の遵守

○１日当たりの上限・１週間当たりの上限は次のとおり。(練習試合や大会等の当日を除く。)

	１日当たり		週計
	平日	休日	
中学校	２時間	３時間	11時間

○校長及び部顧問は、上限の範囲内で、可能な限り短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動となるよう活動時間（準備、片付け、移動時間を含まない。）を設定すること。

○休日に、練習試合や大会等により、休日の１日の上限を超えて活動を実施した場合、校長及び部顧問は、他の休日に休養日を振替えること。

また、祝日が含まれる週や、平日の大会等参加により、１日の上限を超えて活動を実施した場合も、週の上限の範囲内となるよう活動時間を調整すること。

○校長及び部顧問は、長期休業中においても、上表のとおり活動時間を設定する。

イ　朝の活動の原則禁止

○校長及び部顧問は、生徒の心身の疲労が解消できる十分な休養時間を確保するとともに、授業に支障を来すことがないようにするため、原則として朝の活動は実施せず、放課後の限ら

報告 4号 頁数 25

れた時間で実施する。

また、特例で朝の活動を実施する場合にも、１日の活動時間の上限の範囲内で実施すること。これは、「守谷型カリキュラム・マネジメントを生かした部活動改革」で定めるチャレンジシーズンでも同様とする。

○特例として朝の活動を実施する場合とは、大会等の直前であり、放課後のみの活動では施設等を使用できないため、放課後の活動を朝の活動に振替える必要があるケースとする。

※　例えば、大会１か月前から無条件で朝の活動を実施するような活動計画は、生徒の心身の健康を守る観点から不適切である。

ウ　休養日の設定

○次のとおり、週当たり２日以上の休養日を設けることを基本とする。

	平日	休日（土・日）	週計
中学校	１日以上	１日以上	２日以上

○校長及び部顧問は、生徒が大会等への参加により休日（土・日）に連続して活動した場合は、休日に休養日を振替える。

ただし、公式大会等において上位大会に進出し、上位大会が直後の１か月以内に控えている場合に限り、コンディション調整を目的として、生徒が希望する場合は、生徒の心身の疲労回復の状況を確認した上で、校長の判断により、平日に休養日を振替えることも可とする。

○校長及び部顧問は、長期休業中においても、上表のとおり休養日を設定する。加えて、長期休業期間中に、生徒が十分な休養を取ることや、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、１週間以上の連続した長期の休養期間を設ける。

また、生徒の多様なニーズに対応するために、休養日を増設することや、週間、月間、年間単位での活動頻度や時間等の目安を定めるなどの工夫をすることも必要である。

エ　休養の必要性の啓発

○競技等によって休養の必要性等の度合いは異なるため、校長及び部顧問は、運動等の強度や活動時間などに応じて、休養が不足しないよう綿密な計画を月単位で立案する。

○市教育委員会は、県の中体連等が提示する、顧問が競技等の専門性を有しない学校部活動に対して、競技等の特性に応じた休養の目安等を含む適切な運営方法についての指針を周知する。また、学校に対して、県の中体連等が開催する、競技等の専門性を有しない顧問を対象とした研修に参加することを促す。

報告 4号 頁数 26

おわりに

学校部活動の地域クラブ活動への移行の目的は、加速する少子化・人口減少に対応し、スポーツ・芸術文化活動と学校教育の双方を持続可能なものにすることである。

地域クラブ活動は、子どもたちにとって、これまでの状況と比較すると、自分の希望や志向に応じて種目等を選ぶことや、複数の活動を掛け持ちで行うことができ、また、進学する高校に希望する部活動がない場合でもそれまでの活動を継続することができ、さらに、顧問の教職員の人事異動の影響を受けないといった効果がある。

加えて、学校に「社会に開かれた教育課程」が求められている中にあって、地域クラブを舞台とした幅広い年齢の社会人の方々との交流は、リーダーシップ、フォロワーシップを含む社会性の育成とともに、タイムマネジメント力や法令遵守意識などを含むキャリア意識の形成にも大いに資すると考えられる。

また、地域にとっては、社会総がかりで青少年育成に取り組むことで、地域を担う人材の育成、地域の連帯意識の醸成などが地域活性化に寄与することはもとより、消滅の可能性のある種目等の維持にも大きな役割を果たすものである。

地域移行には、指導者の確保等の課題がある。

指導者については、人口減少の中、そもそも、全校全部活動に一人ずつの専門指導者を外部から配置することは現実的でなく、学校単位で見れば複数校の部活動を合同・集約するなどの方策を講じることのほか、当面、指導を希望する教職員が兼職兼業等の許可・承認を得て指導者を務めることなども考えられる。

運営団体については、市スポーツ協会、市文化協会、その他の法人及び団体が集合体として『総合型地域スポーツクラブ』を組織し、教職員を含む地域人材が指導者を務め、必要に応じて保護者等が活動の見守り役を務めるといった工夫が考えられる。

クラブや同好会等は、愛好者が自主的・自発的に集って結成し、指導を仰ぎたい熟達者に指導者を要請するという流れが本来の設立の姿であり、スケートボードなどのいわゆるアーバンスポーツのように、進歩するＩＣＴを有効に活用しながら、年齢を問わず選手同士や友人から、対等もしくは斜めの関係性において技を学び磨き合うようなコミュニティ形成の在り方も、新しい形である。

また、大会等については、主に競技志向の高い生徒が目指す主要な大会等の参加資格について、今般、中体連がクラブチーム等での参加を可能としたところだが、日々心身が発達し行動範囲を拡げていく青少年が、主体性を自覚し、さらなる成長を遂げるために、可能な限り多様な選択肢が整えられることが望まれている。

なお、運営を教職員に依拠してきた大会については、教職員によらない運営体制の構築が必要である。

「地域の子どもを地域で育てる」ことに、地域の皆様のご理解を得て、地域に根差した地域クラブを育てていくことにより、地域のスポーツ・芸術文化活動がアップデートを遂げ、その結果、子どもたちが未来に希望をもって地域の活性化に貢献できる人材となることが期待できる。

報告 4号 | 頁数 27

報告第５号

令和５年度中学校修学旅行日程の変更について

このことについて、別紙資料に基づき報告します。

令和　５　年　４　月２５日　報告
守谷市教育委員会
教育長　町田　香

報　告	頁　数
5 号	1

令和５年２月24日

守谷市教育委員会教育長　町田　香　様

守谷市校長会中学校長会

修学旅行における行程変更（修学旅行と平和教育〔広島〕の分離実施）の提案

標記の件について、下記のとおり提案いたしますので、御検討のほど、よろしくお願いいたします。

１．現　状

守谷市内４中学校の修学旅行は、かねてから京都、奈良方面の行程での修学旅行を実施していたが、中学校での平和教育の充実を図るべく、修学旅行の行程に広島を位置付け、広島平和記念公園・資料館見学を取り入れることとした。市はこの事業に対し、参加生徒一人につき5,000円の補助をして、平成29年度から修学旅行一日目に広島を訪れ、広島平和記念公園・資料館の見学を行う行程を４中学校で実施している。コロナ禍で修学旅行が２年間中止となったが、今年度は３年ぶりに広島・京都方面の行程で修学旅行が実施された。

２．提案

修学旅行における平和教育を旅行行程から分離し、別日程で実施する。

３．提案に至る経緯・根拠

○修学旅行一日目に広島を訪れる行程は、広島での見学時間を確保するために、東京駅発の新幹線の便を早めなければならず、新幹線乗車時間も４時間ほどとなり、生徒の心身の負担が大きくなる行程となっている。また、京都－広島間の往復約３時間の行程に対し、広島平和記念公園見学が１時間半程度と少ない状況である。さらに、京都の宿泊施設に到着する時刻が遅く、夕飯の時間がかなり遅くなる（19：30～20：00）。従来の京都、奈良方面の行程であると、以上のことは解消される。

○一日目に広島を設定することにより、従来予定していた奈良の見学が短時間又は不可となる。

○広島での平和記念公園・資料館の見学は、平和教育として高い効果があるものではあるが、茨城県阿見町の予科練平和記念公園・資料館及び隣接している土浦駐屯地雄翔館（予科練記念館）での見学に代替を想定しても、同等の高い教育効果があると考える。また、県内での平和教育とすると、費用は見学料は無料、移送のバス代（１台65,000円程度：高速料金込み）のみで、全学校（バス４台を想定、御所ヶ丘中のみ６台→計18台）で117万円程度と、補助負担を抑えることができる。（現在の補助予算４校で約300万円）

○広島での平和教育への補助金は、一人当たり5,000円であるが、実際に広島を加える行程は、加えない場合と比べて10,000～15,000円程度高くなり、保護者への負担も小さくはない。

○修学旅行から平和教育を分離することで、社会科で平和学習を取り上げる時期に効果的に実施することができる（６月～７月）。

４．期待できる効果

○修学旅行から平和教育を分離することで、修学旅行の行程に余裕ができ、生徒への負担が軽減されると同時に、奈良見学に時間を充てることができる。

○平和教育を、県内施設見学にすることで、経費削減及び効果的な時期（３年生社会科での平和教育学習時期）での実施が可能となる。

５．日程等

○修学旅行…奈良・京都方面（守谷駅出発を6:00から7:30頃に変更）

○平和学習…茨城県阿見町の予科練平和記念公園・資料館及び土浦駐屯地雄翔館（予科練記念館）の見学（早給食にして、午後に実施）

６．検証

○令和５年度を試行年度とし、修学旅行行程の妥当性と平和教育の実効性を、事後の生徒アンケートや変容等で確認し、次年度以降の分離実施が有効かどうかを判断する。

報告	頁数
5号	2